九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第10巻 : 資料編III

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1787570

出版情報：九州大学百年史. 10, 2016-12-28. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第 2 章　九州大学の大学院重点化

第 1 節　システム情報科学研究科・人間環境学研究科の設置

660　大学院システム情報科学研究科設置理由書

（『九州大学大学院システム情報科学研究科設置計画書』　1995（平成 7）年 8 月 1 日）

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

1.　設置の趣旨

「情報科学」とは、人間や生物などの自然物から計算機や社会システムなどの人工物まで、種々のシステムにおける「情報」の生成、伝達、記憶、処理などの仕組みを解明し、それを取り扱う人工的なシステムを構築する方式を確立する学問である。特に、人工的なシステムにおいては、高速で集積度の高い情報の媒体の構成要素を提供する電気電子技術を利用した「情報」の取り扱いが重要である。

情報化社会の進展は、計算機技術と通信技術の発展によってもたらされた。これらの技術は半導体技術や集積回路技術を始めとする電気電子技術分野の研究開発の著しい進歩に支えられている。情報技術は、一般の社会生活にも深く浸透し、人間の社会・文化・経済にも大きな影響を与える科学技術へと成長している。一方、情報技術の発展に伴って生み出される製品や社会システムが、エンドユーザに受け入れられるものになるためには、それを使う人間の特性を解明する必要がある。

計算機を始めとする情報処理技術の高度化と普及によって、情報科学は単なる計算の道具に関する学問から、これまでの数学や物理学などと同じように広く科学方法論の基盤を与える新しい基礎科学として、極めて重要な学問分野となりつつある。たとえば、従来の理論科学、実験科学に加えて計算科学がいくつかの分野で新しい方法論として認知されはじめている。

このような情報科学の発展に対応して、その基礎理論を担当する情報理学を始めとして、情報工学、通信工学、電子工学、電気工学などの関連諸工学や人間の知的活動との関係を追求する認知科学や知能工学などを統合して、新しく「システム情報科学研究科」を設立する。本研究科は、理学系・工学系さらには人文科学系という従来の枠組みを取り払い、新しい科学方法論としての情報科学の確立と、それと密接な関係にある基礎技術・応用技術の進展を目指すものである。

「システム情報科学」の名称は、「電気電子技術を基盤とするシステム分野」と「基礎から応用までを含む情報科学」の複合を意味している。システム情報科学研究科が

担当しようとしている分野である情報科学、電気電子工学といった分野は、これまで九州大学では、主に理学部、工学部、総合理工学研究科 3 部局にまたがって教育研究が行われてきた。しかし、情報科学とそれをとりまく諸技術の急速な進歩と社会環境の変化は、総合的な学問としてのシステム情報科学の教育研究の必要性を高めてきている。理学、工学、人文科学といった歴史的な学問体系の枠組みの中では、このようなシステム情報科学において総合的で広い視野を持ちかつそれぞれの専門分野で深い知識と研究開発能力を備えた次世代の研究者や技術者を育成するのは難しいものがあり、「情報」という新しい概念の下で科学的方法論と教育体系を再構築することをねらって独立した研究科を発足させることにした。

情報科学には、「情報」の生成、伝達、記憶、処理などの仕組みを解明する理学的立場と、それを取り扱う人工的なシステムを構築する工学的立場がある。本研究科には、立場の違う 5 つの専攻を設置し、これらの専攻間の交流により、情報の本質の解明から、要素技術のレベルまで幅広い教育を行うことを目指す。具体的には、情報科学の基礎理論を究明する「情報理学専攻」と情報科学の工学的側面を探求する「情報工学」を始めとして、「情報」を取り扱うシステムの構成要素となる機能素子を創成する「電子デバイス工学専攻」、高度情報化社会における産業システムの基盤となる電気電子システム技術の構築を目指す「電気電子システム学専攻」、人間における「情報」の解明と人間の知能に限りなく近いシステムの実現を目指す「知能システム学専攻」の 5 つの専攻である。

情報理学専攻	:「情報」自身の性質の解明
知能システム学専攻	: 人間における「情報」の解明と人間に限りなく近いシステムの構築
情報工学専攻	:「情報」を取り扱うシステムの構築
電子デバイス工学専攻	:「情報」を取り扱うシステムの構成要素
電気電子システム工学専攻	: 電気電子システムにおける情報技術の応用

これらの専攻の有機的な連係により、それぞれの専門に関する深い知識を持ちかつ視野の広い研究者や技術者の養成が可能となる。さらに、学生達には、上記のような明確な立場の異なるアプローチを採る 5 専攻の中から自らの進む道を選択する機会を提供できる。

○情報関係の学問体系の二つの流れ

情報関係の学問体系を考えるとき、理学的な立場に重心をおいた計算機科学（Computer Science）の流れと工学特に電気電子工学との関連に重点をおいた EECS（Electrical Engineering and Computer Science）の流れがある。両者の利点や欠点については、我が国だけでなく諸外国でも種々の議論が繰り返されているが、我々は、

両者の利点を活かすような研究科の構成を狙っている。

情報理学専攻は主に論理および離散数学に基礎をおいた理学的な真理追求型の立場をとり、一方情報工学専攻は工学的な構成的方法論の立場をとる。知能システム学専攻は理学的なアプローチと工学的な手法を併用して、人間の持つ知能に迫ることを目指す。この 3 専攻において主に情報科学の基礎的な教育研究を進め、計算機科学の流れをカバーしそれを深化させることができる。

一方、情報工学専攻、知能システム学専攻、電子デバイス工学専攻、電気電子システム工学専攻の 4 専攻は EECS の流れにも対応している。これらの専攻では電子デバイスなどの物理的な基礎に基づいた情報科学や電気電子工学があつかう大規模なシステム分野との関係も考慮した総合的な教育研究を行うことができる。計算機を始めとして各種情報機器、情報通信システムなど現在の情報を取り扱う要素技術が、その速度および集積性の観点から主として集積回路や半導体などの電気電子工学の分野に依存した技術に支えられているのが現状であり、両者の連携は必須である。さらに、電力システムなどの大規模な社会システムや多くの電気電子システムも、内部に極めて高度の情報系を内蔵しており、情報系と全体システムの融合のしやすさが、電気電子システムの大きな特徴ともなっている。システム情報科学研究科では、情報科学とそれと密接に関連する電気電子工学とを教育研究の中心的な対象とする。

このように、計算機科学的な流れと EECS 的な流れの双方に対応し、今後のこの分野の学問の発展に柔軟に対応できるような組織として本研究科の構成および運営を計画している。

システム情報科学研究科の特徴をまとめると以下のようになる（資料 1 参照）。

(1)情報科学の基礎分野を担当する情報理学専攻の設置
(2)人間と機械の知的活動の接点を究明する知能システム学専攻の設置
(3)電気電子工学と情報科学の双方の知識を持った研究者や技術者の育成
(4)電気電子技術を基盤とするシステム分野と基礎から応用までを含む情報科学を総合した教育研究体制
(5)理学的な手法、工学的な手法および認知科学の融合による情報科学の新しい展開

○博士課程の設置

本研究科では、上記のような教育研究環境において、新しい学問分野を切り開き発展させる研究者を養成し、高度情報化社会の基盤づくりを担う広い視野を持った高度な専門職業人を養成するために博士課程の設置を計画している。

2.　設置の必要性

2.　1　わが国における情報・電気電子分野の将来展望

コンピュータの発明以来、この半世紀の間に世界文明は情報化に向けて大きな変化をとげた。情報通信技術、電子技術の進歩と相俟ってコンピュータ・情報機器の開発が大きく進み、産業のあらゆる分野でエレクトロニクス化と情報化が進展してきた。そのことによって、社会・経済の効率化が促進され、人類福祉が大いに進展した。そして、いまや先進諸国は高度情報化社会とよばれる新しい文明社会に入りつつあり、社会のあらゆる活動がコンピュータや情報通信システム、電気電子機器の利用を抜きにしては成り立たない状況になっている。

電子情報関連技術が今後もさらに飛躍的な進歩を遂げることは間違いなく、21 世紀は高度情報化社会がより一層進展すると予想される。高速の情報ネットワークが各家庭にまで張り巡らされ、そのネットワークにはコンピュータと一体になった家庭用情報機器がつながり、居ながらにしてあらゆる種類の情報にアクセスできるようになる。このような高度情報化社会に向けての施策は欧米において積極的である。米国では 21 世紀の高速情報網である情報スーパーハイウェイの構想「全米情報基盤構想」（NII）が策定され、また欧州においてもトランスヨーロピアンネットワーク（TEN）構想が発表されるなど、各国が新規産業育成の大きな鍵として高度情報化に積極的に取り組んでいこうとしている。

戦後わが国は奇跡的な経済発展を遂げてきた。特に、ここ 10 数年の間の日本経済の成長はめざましく、欧米と肩を並べ世界経済を牽引するまでになった。この経済発展の大きな礎を果たしてきたのはエレクトロニクスやコンピュータをはじめとする情報・電気電子産業である。

しかしながら、日本経済の先行きはここ数年の間に不透明になってきている。東西冷戦構造が終焉し、また高度経済成長が終りをとげ日本経済のおかれた環境は非常に厳しいものになってきている。わが国の立国の基点が技術を基盤とする産業であることは論を待たない。しかし、アジアを始めとする開発途上国も次第に鉄鋼、素材、部品などのハードウェア産業の面で日本経済を圧迫するようになってきている。わが国の産業構造はこれまでの素材型産業から知識集約型産業への転換を余儀なくされている。これまでの電気電子産業も開発途上国と競合を起こすようになってきており、従来のハードウェア部品生産中心の素材型からこれらに付加価値を載せたシステム化製品、高度機能化製品を生み出す知識集約型へ転換していくことが求められている。

このようなおり、通産省産業構造審議会は 21 世紀の高度情報化社会をにらんで、高度情報化社会実現のための展望と具体的な施策を提示した「高度情報化プログラム」

を発表した。このプログラムの中で、審議会は米国の NII、欧州の TEN 構想と同様、情報ネットワークとマルチメディアの重要性を訴え、これによってもたらされる社会環境の大きな変化を予想している。さらに高度情報化を実現するための電子情報産業の将来ビジョンを明かにし、そこに大きな新産業、新市場が潜在していると予想している。また、これと期(ママ)を一にして、郵政省は将来の新社会基盤として情報通信網の整備計画を発表し、2010 年までに光ファイバーによる高速情報ネットワークを全国的な規模で建設する構想を明かにした。このような産業基盤整備と新社会資本整備の両面にわたる高度情報化施策によって新技術を開発し、潜在市場を掘り起こし新たな経済の発展を図ることは極めて重要なことである。

わが国はこれまでどちらかというと効率化・経済化を目標とした実用化中心の研究開発を進めてきたため、基礎研究に十分な投資がなされなかったきらいがある。このため、現在欧米諸国との技術摩擦がますます深刻化している。今後わが国の立国の基盤が知識集約型産業にあることを考えると、電子情報関連技術、特にソフトウェア技術を中心として欧米に依存しない独自の基本技術の確立を図ることが急務であり、このため基礎研究に重点をおいた研究開発の充実・促進が強く求められている。

基礎研究の推進において大学の使命は大きい。新産業、技術分野の発展を促進していくには学術分野においてそれをリードしていく新学問領域の形成・発展が不可欠である。また、わが国の独自の技術基盤を確立するには優秀な人材の育成が極めて重要であり、大学における基礎研究の推進をとおして次代をになう優秀な人材の育成を図ることが求められる。このため、電気電子工学と情報科学とが一体となった新学問領域を形成し、発展させていくことが極めて重要であり、大学における電気電子・情報関連技術を中心とした教育研究を充実させることが急務となっている。

2.　2　高度な専門能力を有する人材の必要性

高度情報化に基づくシステムは大規模、複雑化し、しかも高い信頼性と柔軟性を要求されるようになる。このような巨大化したシステムを計画、設計、製造、運用するためのシステム技術に関わる人間の能力に限界が見え始めており、人間と機械（計算機）とが一体化した新しいシステム技術の確立が待たれている。平成 4 年 11 月に科学技術庁から発表された「第 5 回技術予測調査—わが国に於ける技術発展の方向性に関する調査」の結果にも、このような状況は明確に反映されており、かかる事態を打開するために解決しなければならない具体的課題も列挙されている。提案されている諸課題を解決するためには、人間の心理、計算の理論、電子の振舞いといったきわめて基礎的な領域から、インタフェース技術、計算機ソフトウェア・ハードウェア技術、通信・ネットワーク技術、さらには具体的な大規模システムを対象とした、システム

設計・運用技術など広い範囲をカバーする一貫した教育・研究体制を確立することが必要である。この方向を目指して設立される本研究科の使命は重大であり、また社会の期待も大きい。

右肩上がりの高度成長の時代には、企業は均質で白紙の人材を採用・確保して彼らを自らの手で教育しながら明日の成長のために備えてきた。白紙というのは専門能力が未知数という意味である。これまで、わが国の産業界が新卒者を獲得する際には、専門能力よりは潜在能力や協調性の方を重視してきた。白紙の人材を戦力に育てるには年単位の時間が掛かる。数カ月の新入社員教育、数年の OJT を通じて専門能力を蓄えさせようとするものである。右肩上がりの成長が企業内教育のコストを隠ぺいしていた。バブル経済の時代には、旺盛な需要に応えようとして、とにかく人を抱えておくことが力になったかもしれない。バブルがはじけてみると、将来を見越した白紙人材の囲い込みは、企業にとって著しい重荷になる。それらの人たちに専門能力をつけさせる企業内教育のコストが高くつく時代になっている。

現在の計算機システムや情報通信システムなどでは、電子デバイス技術や電気通信技術の急速な発展によって、従来のハードウェアとソフトウェアの境界が急激に変化している。このため、従来の電気電子工学、計算機工学、知能工学などの境界を越えた協調的なシステム設計手法の構築の必要性が叫ばれている。また、新しいデバイス技術や材料などを速やかに複雑なシステム設計の中に組み入れることができる技術者に対する要求や、情報工学的視野を持ったシステム設計者への要求も大きい。このように、電気電子工学から情報科学まで幅広い知識と研究能力を持った技術者に対する産業界からの要求は非常に大きいものがある（資料 2）。

情報技術者の養成・確保については、資料 3 に示す諸報告および施策がある。これにも見られるように、知識集約型産業にとって、高度な専門能力をもった人材をどれだけ確保できるか、それが今後の発展のための最も大きな鍵である。本研究科は、専攻の構成に見られるように、ソフトウェアに関する知識はもちろんのこと、ハードウェアの基礎から、情報システムを使う人間の特性まで広く深く理解した高度な専門能力を有する人材の育成に応えようとするものである。

3.　教育方法の改善点及び特色

(ｉ)新しい情報技術を利用した教育

マルチメディア技術や計算機ネットワーク技術などの新しい情報関連技術を利用した新しい教育法を開発し、実施する。九州大学の移転計画とも関連づけて、新しいキャンパスでのマルチメディアやネットワークを利用した 21 世紀の大学教育の設備ならびに手法の開発を研究テーマの一つと位置づけて立案中である。

●パーソナル機器をベースとした自由度の高い教育

学生各自にワークステーションやパーソナル計算機を 1 台ずつ割当て、それらをすべてネットワークを介して接続し、分散的な教育研究環境を整備する。さらに、携帯端末も用意し、移動中や遠隔地からも必要に応じて相互連絡が取れるようにする。ワークステーションやパーソナル計算機は従来の机や各種文房具に相当し、学生達は、情報機器を活用して研究を推進する手法を自ら学ぶと共に、新しい研究開発の手法を産み出す土壌を作り上げる。このような環境を実現するために、研究室には実験室のスペースの他に、各自ワークステーションやパーソナル計算機を配備できるだけのスペースを確保する。また、各種ネットワークや電源などの安全な配線を実現するために、研究室の床はフリーアクセスを基本とし、将来的に新しいネットワークの配線や拡張も可能なような構造を取る。さらに、プリンタやコピー機、イメージスキャナ、ファクシミリ、大型スクリーンなどを共有スペースに適宜配置し、種々の情報機器を自由に使いこなせる環境を提供する。これらの実現は、九州大学のキャンパス移転以降になると思われるが、移転時の建物新築にこれらの実現が可能となるように配慮し、21 世紀の大学キャンパスおよび研究室のひな形となるような設計を行う。

●ネットワークを利用した遠隔地を結んだ教育

平成 6 年度よりオンラインユニバーシティ計画として始まった超高速ネットワークを利用した遠隔地を結んだ教育手法の開発計画にも本研究科に所属予定の教官が複数参加している。ここで開発される「遠隔指導システム」や「遠隔質問システム」を利用して、社会人特別選抜などの社会人学生の教育に利用する予定である。またこれらのシステムは、移転までの複数キャンパス間での利用や移転開始後の過渡的状況への対応などにも利用でき、本研究科はもとより九州大学全体でも重要な技術となると認識している。また、WWW などを利用して、研究教育の成果を外部にも積極的に公開する。

●先端的な計算機システムを利用した新しい情報科学の教育

超並列計算機などの先端的な計算機システムを研究科としても積極的に導入し、また大型計算機センターなどの設備も利用して、先端的な計算機システムを利用した情報科学の教育を行う。電気電子システム工学専攻や電子デバイス工学専攻においても、これらの先端的計算機システムの応用に関する教育を行う。先端的な計算機システムは、従来の教育用計算機システムのほかに大学院最先端設備費などの要求を積極的に行って導入を図る。これらの計算機は騒音、発熱量、電源容量などの問題から研究室や実験室に配備することは難しく専用の計算機室を必要とする。

●マルチメディア技術を利用した次世代教育システムの試験的な実現

従来の黒板を使った講義を基本とした教育手法から脱却し、計算機とネットワークを活用し、画像、音声、テキスト情報など各種メディアを組み合わせて効率的に教育を

進めるための種々の試みを実験的に試行する。これらの成果は、本研究科のみならず本学の他部局、さらには他大学や他の教育機関でも利用される可能性がある。また、従来の図書室の概念も大きく変えて、書籍のほかにこれから広まるであろう電子出版物の蓄積も積極的に行い、ネットワークを介して学生が自分の机で直接検索し、必要な資料を得られるような環境を整える。また、ワークステーションやパーソナル計算機の画面が投影できる大型スクリーンと投影装置などマルチメディア技術を利用して高度のプレゼンテーションが行える教室を用意し、講義や演習に利用して、学生のプレゼンテーション能力の向上も図る。

(ⅱ)幅広い知識を持った専門家の育成

情報科学の種々の側面とその基盤技術から応用技術まで幅広い知識を持った専門家を育成するために、以下のような教育上の改善を計画している。

●複数専攻にまたがる選択と指導を受ける機会の提供：5 つの専攻のそれぞれの特徴を活かした講義や演習を自由に受講できる仕組みを作るとともに、研究指導でも複数専攻にまたがる指導を受けられるようにする。特に、「認知科学講座」が担当する部分は、従来の理工系の教育では見落とされがちだった「人間」の視点に立った教育であり、その効果を期待している。

●修士課程の教育への博士課程学生による TA 制度の実施：すでに、総合理工学研究科で実施して効果を挙げている。修士課程学生の学習効果を高めると共に、博士課程学生の教育者や指導者としての資質を高める効果も大きい。

●専門教育カリキュラムの作成：研究科内に専門教育カリキュラム作成プロジェクトを発足させ、教育カリキュラムの改善を継続的に進める。マルチメディアやネットワーク技術を利用した新しい教育形態の導入なども検討する。

(ⅲ)国際化への対応

国際化に対応できる人材を育成するために、すでに実施されている以下のような制度の充実と活用および拡大を進めるとともに、留学生に対する帰国後の対応についても新しい対策を考える。

●外国語能力の向上：外国語による学術論文の執筆や国際会議での討論への参加が不自由なく行える程度までの実践的な外国語運用能力を修得することを目標として、本学の言語文化部が大学院学生を対象に行っている複数の外国語の「特別履修課程」の履修を薦める。「特別履修課程」は、ネイティブスピーカーによる授業が中心で、複数のグレードのクラスが設けてあり、実力に応じた学習が可能である。また、ネットワークを利用して海外の研究者や技術者との情報交換を頻繁に行う習慣を身に付けさせ、国際的に情報発信ができる人材を育成する。

●外国大学との学生の交換：すでに、カナダや米国の特定の大学との間で実施しており、複数の学生の留学の実績がある。
●外国人教官や外国人研究者による講義やセミナー：外国人教官や外国人研究者による外国語による講義やセミナーを実施している。常時数名の外国人教官を任用すると共に、訪問外国人学者などを随時招待してセミナーを開催し、学生の参加の機会を増やす。
●帰国後の留学生に対する継続的な支援：本研究科での課程を修了して帰国した留学生に対しては、計算機ネットワークを利用して、継続的に指導や共同研究を行う。特に九州大学大型計算機センターの「大型計算機センターを利用する国際共同研究」などの制度を有効に利用して、留学生のアフターケアを改善する。

4.　創造性のある人材を育成するための教育方針

創造性のある人材の育成のためには、幅広い知識に裏付けられた「自己」を確立した人間を育成することが望まれる。このために、電気工学や電子工学に基づく自然科学や工学的な考え方、物理学や数学に基礎を置く理学的な発想法、心理学などの人文科学的手法などを幅広く学習し、それらを新しく確立されつつある情報科学と融合させる努力を学生一人一人が自主的に行える環境を整える。
具体的には、下記のような工夫を考えている。
●実験／演習付きの講義
講義と演習や実験を結び付けてより実践的な教育を行う。演習や実験の課題としては、最先端の研究と結び付くようなテーマを選ぶ。現在既に、集積回路の設計試作や新しい計算機アルゴリズムに関するテーマで実施しており、講義の（ママ）演習の成果が論文になったケースや、講義の実験課題が実際の集積回路として実現された例があり、その効果が確認されている。このような教育を行うために、集積回路設計用の CAD ソフトウェアや回路試作などの実験スペースが必要となる。各研究室単位の設備や研究室／実験室の充実と共に専攻あるいは研究科全体での教育のための共用設備や実験スペースの確保も必要である。
●海外留学
海外の交流協定締結大学などを中心に積極的に短期／長期の留学を行わせる。これまでにも、複数の学生がカナダやアメリカなどに留学にしており、語学力を磨き、異なる文化に根ざした考え方の違いを理解して、その後の研究者としての自立に大いに役立っている。また、海外の提携先からの学生の受け入れも積極的に行う。
●外部研究機関との交流
他大学や企業／公立の研究所などの研究者との交流を活発に行い、学生が自由にこれ

らの研究機関の研究者と議論して研究を進める環境を作る。これまでにも、学生が他の研究機関の研究者と電子メールなどで議論して、論文を書いた実例もあり、研究者として自立するために極めて有効である。また、地場産業のベンチャー企業などとの交流で、将来ベンチャービジネスを企画するためのノウハウなどにも触れさせることができる。このような交流を実現するために、受託研究員や共同研究員の受け入れも積極的に行う。このため、単に教官や学生だけでなくこれらの学外からの研究員のためのスペースの確保にも配慮する。

●学内活動

ティーチングアシスタント制度などを活用し、学内の情報関係の教育を支援させることで、次世代の研究者や教育者としての資質を磨かせる。単に講義や実験／演習の支援だけでなく、教材の開発や教育用の計算機／ネットワーク環境の整備など幅広い活動が情報関係の学生には期待されている。このような活動は、学生達の実践能力を高め、広い視野を持たせることにつながる。

●統合的情報システムの構築

半導体デバイスから高度なソフトウェア技術までを有する研究科の特長を活かして、デバイス技術、集積回路技術、システム設計技術、ソフトウェア技術、応用プログラム技術などを統合した統合的な情報システムを設計開発するようなプロジェクトを積極的に行い、これに関与する学生達に、専門性の高い技術を身に付けさせると共に、幅広い技術分野での経験を積ませる。

●指示待ち人間ではなく、提案型・問題発見型人間の育成

偏差値教育・受験体制の弊害として、大学に入ってきた学生が、与えられた範囲のものを組み合わせて解を作るのは長けていても、自ら問題を発見することになれていない。従って、問題を曖昧な形で与えると、曖昧なものは解けないと言ってきたり、問題解決のために、自らの既存の知識の外にあるものを使うことに躊躇したり、まだそこは習ってませんと言ったりする。問題を自ら発見することの重要性を学生に伝え、学生にどんどん提案をさせその提案を（教官側から見ればつまらないことでも）必ず土俵に上げて吟味するというスタンスが重要である。これは、大学院教育でも重要であるが、学士課程教育の、しかも早い段階から、実施することが重要である。

5.　博士後期課程における社会人教育について

博士後期課程における社会人特別選抜制度を拡充するにあたって、下記のような教育上の工夫を考えている。

(ｉ)社会人のニーズに応じた柔軟な教育体制

社会人学生のニーズに応じた柔軟できめ細かな教育に対応するために、従来の論文の執筆指導や対面指導のほかに、ネットワークを利用した遠隔指導や各専攻の教官による先端的な内容の講義などを導入する。また、一般の学生達とのコミュニケーションも自由に行える環境を作り、相互に刺激を与え合うように配慮する。

(ⅱ)計算機ネットワークを利用した遠隔教育のサービス

社会人が博士課程で学ぶ際の一番大きな課題は、勤務地と九州大学が離れている場合の直接指導を受けることとスクーリングへの参加機会を確保することである。現在、オンラインユニバーシティのプロジェクトで開発している「遠隔指導システム」「遠隔質問システム」等の双方向学習支援システムを実用化し、遠方にいても指導が受けられる環境を構築し、新しいサービスとして提供する。このような指導形態は、すでに電子メールなどを利用した論文の執筆指導などで、実績を挙げているもので、「遠隔指導システム」や「遠隔質問システム」の技術の確立は、より効率的な指導を可能とし、今後、本研究科のみならず各種教育機関におけるさまざまな場面で利用できる技術となる。

(ⅲ)システム情報科学研究科の特性を活かした先端的な教育内容

変化の激しい情報関係の学問・技術分野の最新の動向を把握する手掛かりを見つけることも、社会人学生にとって重要な就学の目的である。スクーリングにおいては、各教官が自らの専門分野の要点を講義するリレー講義を各専攻毎に開講し、この中で、学生一人一人が自分の専門分野の周辺の状況を理解できるようにする。教官側から見ても、現場の一線で活躍している研究者や技術者との交流の原点となり、新しい研究の芽を産み出すことにもつながる。また、ネットワークを利用して一般の講義の内容を遠隔地に配送するようなシステムの構築も考えており、必要な時間に必要な場所から受講が可能になるようなサービスも将来的に可能となる。

「博士後期課程社会人特別選抜方法について」(検討案)

(1)出願資格

九州大学大学院工学研究科における出願資格

「次の各号のいずれかに該当するもので、出願時において、2 年以上、官公庁、民間企業等において研究に従事し、入学後も引き続き身分を有するもので所属長の推薦を受けた者

1. 修士の学位を有する者
2. 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
3. 文部大臣の指定した者
4. 本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」

となっているが、「2 年以上」という条件を削除する方向で検討している。

(2) 募集時期　春期、秋期（年 2 回）

(3) 選抜試験方法　1 日

これまでの研究業績、これからの研究計画、及び専門科目について口頭試問又は筆記試験を行う。

(4) 社会人学生は博士後期課程定員の 20%程度を予想している。

6.　学位の授与について

情報関係の学問体系を考えるとき、理学的な立場に重心をおいた計算機科学（Computer Science）の流れと工学特に電気電子工学との関連に重点をおいた EECS（Electrical Engineering and Computer Science）の流れがあるが、本研究科は、両者の利点を活かすような研究科の構成を狙っている（資料 1)。

「システム情報科学」の名称は「電気電子技術を基盤とするシステム分野」と「基礎から応用までを含む情報科学」の複合を意味する。授与する学位もこれに対応して、

修士（情報科学）（工学)、博士（情報科学）（工学）

及び、学際的な分野に対して

修士（学術)、博士（学術）

を与える。

さらに、情報理学専攻にあっては、諸科学における発見を情報科学的に支援する基礎理論を構築する発見科学分野において、計算物理学や計算化学などとの境界領域を探求するものにたいしては、

修士（理学)、博士（理学）

を授与することが出来るものとする。

7.　既設学部（修士課程）との関係（資料 4）

○工学部

工学部電気工学科・電子工学科・情報工学科を大括りにして電気情報工学科を設ける。この学科に所属する学生に対する教育は工学部に新たに学科目「電気情報工学」を設け、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻、電子デバイス工学専攻の教官の大部分がこれを兼担する。

一般電気工学講座が担当してきた工学部共通教育と留学生に対する特定科目を引き続き行うために、新たに学科目「一般電気工学」を設けてこれを兼担する。

○理学部
　理学部各学科に対して情報科学関連科目を担当する。

○全学の一般情報処理教育の基礎部分を一元的に担当する。

8.　学生確保の見直し

修士課程は既設の工学研究科電気工学専攻・電子工学専攻・情報工学専攻及び総合理工学研究科情報システム学専攻において 200%を上回る進学希望者があり問題はない。一方、これら 4 専攻の博士後期課程の過去 3 年間の入学実績は下表の通りである。

	定員	5 年度	6 年度	7 年度	3 年間の合計	平均充足率
電気工学	7	8	5	5	18	86%
電子工学	5	2	4	2	8	53%
情報工学	6	7	10	9	26	144%
情報システム学	9	9	2	2	13	48%
合　計	27	26	21	18	65	80%

4 専攻を合計すれば、3 年平均で 80%の充足率となっている。
新研究科の博士課程定員は 44 名を計画しており、約 50%の定員増である。
学生定員確保の見直しは次の通りである。
(1) 入学者が一時的に減る原因の一つは、受け入れ教官が、退官や転勤等で居なくなることである。新研究科は、大講座制をとるために、教官の退官や転勤があっても、同じ講座の他の教官で継続性をカバーすることが出来る。
(2) 従来、助教授には指導の責任を持たせなかった。大講座制をとる中で、助教授にも指導の責任をもたせる。教授 37 名（協力講座を含む）となるため、指導責任を持つ助教授を含めれば、44 名の学生を受け入れるのに十分な体制である
(3) 工学研究科では、平成 6 年度後期から社会人特別選抜制度を導入した。電気・電子・情報工学専攻にもそれぞれ 1、2、3 名の社会人が入学している。社会人からの問い合わせもかなりあり、その入学を見込んでいる。
(4) 社会人が博士課程で学ぶ際の一番大きな課題は、勤務地と九州大学の場所とが離れている場合の直接指導を受けることとスクーリングへの参加機会を確保することである。前述した「遠隔指導システム」「遠隔質問システム」等の双方向学習支援システムの実用化がそれを助けることを期待している。
(5) 最近博士課程の重要性が社会的にも理解され、学生の間にも進学の気運が高まっ

てきており、徐々に進学率が高まると予想される。
(6) 主にアジア地区からの留学希望が殺到しているが、そのかなりの部分を、お断りしている状況である。（留学生の割合は、現在 2 割以下で米国等から比べれば非常に低い。）重点化及び大学移転後はスペースの問題も解消されるので、優秀な留学生をできるだけ受け入れることが国際貢献の面からも重要と考えている。

9.　修了後の進路及びその見通し（資料 5、資料 6）

本研究科の振替元となっている工学研究科電気工学専攻・電子工学専攻・情報工学専攻及び総合理工学研究科情報システム学専攻の求人状況及び就職状況を資料 5 に示す。4 専攻で 100 名前後の修了生に対し、1,300 名を越える求人がある。即ち、求人の 8%程度にしか人材の供給ができていないのが現状である。このように、社会からの本研究科の修了者への需要は極めて大きい。
本研究科の修了者の主な就職先としては、
(1)総合電機メーカー
(2)通信事業会社
(3)電力会社
(4)ソフトウェア関連会社
(5)各種製造業
(6)政府関連機関および地方自治体
などがある。それぞれの就職先では、研究部門や開発部門で指導的な役割を果たす研究者・技術者としての活躍が期待される。
各専攻毎の修了者の就職先とそこでの活躍は以下のようなものが考えられる。
●情報理学専攻
総合電機メーカーの情報関係の研究所および開発部門、通信事業会社・放送会社の研究所、各種製造業の情報関連部門、ソフトウェア関連会社、自治体や政府関連の研究所や技術部門などにおいて、情報科学の基礎的な素養を活かした研究者あるいは技術者として活躍する。理学的な研究姿勢のほかに工学的な知識を身に付けた幅の広い研究者となることが期待される。このほか、国内外の大学などの教育機関への就職者も多い。
●知能システム学専攻
総合電機メーカーの情報関係の研究所および開発部門、通信事業会社の研究所や技術部門、各種製造業のプラントの設計部門、各種製造業の情報関連・ロボット関係の研究開発部門、ソフトウェア関連会社、自治体や政府関連の研究所や技術部門、鉄道や流通関連会社、マスコミ関係などにおいて、人間と情報の関係をシステムとして捕え

る姿勢を持った研究者あるいは技術者として活躍する。理工系的な知識だけでなく文科系的な視野をも身に付けた幅の広い研究者や技術者となることが期待される。このほか、国内外の大学などの教育機関も活躍の場となる。

●情報工学専攻

総合電機メーカーの情報および通信関係の研究所および開発部門、電力会社・通信事業会社・放送会社の研究所や技術部門、各種製造業の情報関係の研究開発部門、ソフトウェア関連会社、自治体や政府関連の研究所や技術部門などにおいて、情報工学の基礎から応用まで深い技術と研究手法を身に付けた研究者あるいは技術者として活躍する。工学系的な知識だけでなく理学的な視野をも身に付け、かつ電気工学や電子工学の知識も身に付けた幅の広い研究者や技術者となることが期待される。このほか、国内外の大学などの教育機関も活躍の場となる。

●電子デバイス工学専攻

総合電機メーカーの電子デバイスや集積回路関連の研究所および開発部門、電力会社や通信事業会社の研究所や技術部門、各種製造業の材料関係の研究開発部門などにおいて、エレクトロニクス関連の深い技術と研究手法を身に付けた研究者あるいは技術者として活躍する。情報科学に対するしっかりとした知識と見識を持ったエレクトロニクス関連分野の研究者や技術者として、次世代の我が国の半導体産業を支える人材となることが期待される。このほか、国内外の大学などの教育機関も活躍の場となる。

●電気電子システム工学専攻

総合電機メーカーのシステム開発関連の研究所および開発部門、電力会社や通信事業会社の研究所や技術部門、鉄鋼・自動車・精密機械・化学などの各種製造業のシステム開発部門などにおいて、電気電子システム関連の深い技術と研究手法を身に付けた研究者あるいは技術者として活躍する。情報科学の基本的な知識を持った電子システムやシステム制御分野の研究者や技術者となることが期待される。エネルギー・公共・環境・流通・交通などの各種システムの高機能化やインテリジェント化を支える人材として活躍する。国内外の大学などの教育機関も活躍の場となる。

〔後略〕

661　国立大学設置法施行令の一部を改正する政令（大学院システム情報科学研究科設置）

（『官報』号外第 74 号　1996（平成 8）年 3 月 27 日）

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成八年三月二十七日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第四十八号

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二条の表〔中略〕九州大学の項中「工学研究科」を「

工学研究科
システム情報科学研究科

」〔中略〕に改める。

〔中略〕

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成八年四月一日から施行する。

〔中略〕

文部大臣　奥田　幹生

内閣総理大臣　橋本龍太郎

〔註〕原本縦書き。

662　九州大学大学院システム情報科学研究科規則

（1997（平成８）年４月１日制定）

九州大学大学院システム情報科学研究科規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学大学院学則（昭和五十年五月二十日施行。以下「学則」という。）及び九州大学学位規則（昭和三十二年十一月十九日施行）により各研究科において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院システム情報科学研究科（以下「本研究科」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（入学者の選抜）

第二条　入学者の選抜は、学力検査、健康診断、出身大学の調査書その他本研究科の定める資料により行うものとする。

（入学の時期）

第三条　本研究科教授会において、特に必要があり、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

（学期）

第四条　一学年を次の二学期に分ける。

前学期　四月一日から九月三十日まで

後学期　十月一日から翌年三月三十一日まで

（授業及び研究指導）

第五条　本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行うものとする。

（授業科目、単位、履修の方法、試験等）

第六条　授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

2　前項に定めるもののほか、システム情報科学研究科長（以下「本研究科長」という。）は、本研究科教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第七条　学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を本研究科長に届け出なければならない。

2　指導教官が必要と認めるときは、他の専攻若しくは研究科又は学部の課程における授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3　前項の規定により修得した単位は、本研究科教授会において特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第八条　履修した授業科目については、当該授業科目の授業が終了した後に成績評価を行う。

2　各授業科目の成績は、A、B、C 及び D の四種の評語をもつて表示し、A、B 及び C をもつて合格とする。

第九条　前条第一項の合格の認定を受けた授業科目については、本研究科教授会において所定の単位を与える。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第十条　本研究科長は、指導教官が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2　前項の規定により修得した単位は、本研究科教授会において、十単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3　本研究科長は、指導教官が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

第十一条　外国の大学の大学院に留学した期間（本研究科教授会が承認した大学の大学院及び期間に限る。）は、第十三条又は第十四条の課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

2　前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本研究科教授会において、十単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第十二条　第十条第二項及び前条第二項の規定により課程修了の要件として認定できる単位数は、あわせて十単位を超えることができない。

（修士課程の修了要件）

第十三条　本研究科の修士課程の修了要件は、修士課程に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本研究科教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に一年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第十四条　本研究科の博士課程の修了要件は、博士課程に五年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、四十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本研究科教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に三年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2　前条ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「五年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年を加えた期間」と「三年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3　前二項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条の二の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に三年以上在学し、十単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本研究科教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に一年以上在学すれば足りるものとする。

（修士論文の提出）

第十五条　修士論文は、在学期間中、本研究科教授会の定める期日までに、本研究科長に提出するものとする。

（博士論文の提出）

第十六条　博士論文は、博士後期課程に二年以上在学し、六単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上提出するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げたものは、在学期間が二年に満たなくても論文を提出することができる。

（科目等履修生）

第十七条　科目等履修生として入学を志願できる者は、学則第二十一条各号（第五号を除く。）に定める者とする。

第十八条　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本研究科長に願い出なければならない。

2　本研究科長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があつた者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第十九条　科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2　前項の単位の授与については、第八条及び第九条の規定を準用する。

第二十条　本研究科長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第二十一条　この規則に定めるもののほか、本研究科の入学、教育課程、課程修了等について必要な事項は、本研究科教授会において定める。

附　則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第三条、第六条第二項、第七条第三項、第九条、第十条第二項、第十一条、第十三条、第十四条第一項及び第三項、第十五条並びに第二十一条の規定は、平成八年五月十一日から施行する。

別表

一　履修方法

(1)　修士課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について必修科目四単位、選択科目十単位以上計十四単位以上及び他の専攻に係る授業科目についての単位をあわせて三十単位以上修得しなければならない。

(2)　博士後期課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について六単位以上及び他の専攻に係る授業科目についての単位をあわせて十単位以上修得しなければならない。

二　授業科目

(1)　修士課程

○情報理学専攻

授業科目	単位数
必修	
情報理学特別研究	四
選択	
機械学習論特論	二
機械学習論特論演習	二
数値解析・合成特論	二
数値解析・合成特論演習	二
計算学習論特論	二
知識科学特論	二
発見科学特別演習第一	二
発見科学特別演習第二	二
情報基礎論特論	二
情報基礎論特論演習	二
データ科学特論	二
データ科学特論演習	二
計算論理学特論	二
計算論理学特論演習	二
アルゴリズム理論特論	二
計算量理論特論	二
並列計算論特論	二
基礎情報学特別演習第一	二
基礎情報学特別演習第二	二
情報理学講究第一	二
情報理学講究第二	二
情報理学特別講義	二

○知能システム学専攻

授業科目	単位数
必修	
知能システム学特別研究	四
選択	
認知行動学特論	二
認知生理学特論	二

認知心理学特論	二
認知統計学特論	二
認知心理学演習	二
認知行動学演習	二
知能処理アーキテクチャ特論	二
並列分散知能処理特論	二
知的言語処理特論	二
知能情報機械特論	二
知能行動特論	二
マシンビジョンシステム論	二
知能システム特論	二
推論機構特論	二
知識表現特論	二
知能処理システム演習	二
情報論理学	二
論理意味論	二
計算言語学	二
知識構成論	二
情報認識論	二
情報表現論	二
情報認識システム演習	二
情報構成論特論	二
マルチメディア情報構成論特論	二
並列分散処理特論	二
信号認識技術特論	二
信号認識システム特論	二
メディア信号解析	二
通信メディア特論	二
マルチメディア無線通信システム特論	二
画像インタフェース特論	二
情報メディア演習	二
知能システム学演習第一	二
知能システム学演習第二	二

知能システム学特別講義	二

○情報工学専攻

授業科目	単位数
必修	
情報工学特別研究	四
選択	
回路網特論	二
非線形回路特論	二
数値解析特論	二
情報系統特論	二
生体システム特論	二
情報数理特論	二
情報回路及び信号処理演習	二
情報伝送特論	二
アンテナ工学特論	二
光通信特論	二
伝搬・回折・散乱特論	二
波動情報特論	二
衛星通信特論	二
情報通信工学演習	二
計算理論特論	二
離散構造特論	二
アルゴリズムとデータ構造特論	二
計算機ソフトウェア特論	二
ソフトウェア構成論	二
システムプログラム特論	二
論理プログラミング特論	二
ハードウェア設計特論	二
集積論理回路特論	二
計算機アーキテクチャ特論	二
ソフトウェア基礎論	二
ソフトウェア設計特論	二
プログラミングモデル特論	二

計算機科学基礎特論	二
知識処理ソフトウェア特論	二
情報検索基礎特論	二
計算機科学演習	二
言語処理システム特論	二
ソフトウェア工学特論	二
データ工学特論	二
分散システム特論	二
高度情報処理システム演習	二
情報工学演習第一	二
情報工学演習第二	二
情報工学特別講義	二

○電気電子システム工学専攻

授業科目	単位数
必修	
電気電子システム工学特別研究	四
選択	
電子回路工学特論	二
スイッチングコンバータ特論	二
電子機器工学特論	二
動的システム工学特論	二
電子回路シミュレーション特論	二
ディジタル信号処理特論	二
電子システム工学演習	二
電気機器解析特論	二
電気システム制御特論	二
パワーエレクトロニック制御特論	二
インテリジェント制御特論	二
最適化制御特論	二
システム工学特論	二
超伝導応用機器特論	二
計測システム特論	二
超伝導エレクトロニクス特論	二

システム制御工学演習	二
電気エネルギー工学特論	二
電力システム工学特論	二
電力システム解析特論	二
電磁エネルギー工学特論	二
電磁エネルギーシステム工学特論	二
パルスパワー工学特論	二
電気システム工学演習	二
超伝導工学特論	二
超伝導材料物性特論	二
高温超伝導応用特論	二
超伝導工学基礎特論演習	二
電気電子システム工学演習第一	二
電気電子システム工学演習第二	二
電気電子システム工学特別講義	二

○電子デバイス工学専攻

授業科目	単位数
必修	
電子デバイス工学特別研究	四
選択	
電子材料物性基礎特論	二
電子材料物性工学特論	二
応用電子物性特論	二
電子材料応用特論	二
機能性電子材料特論	二
電子材料評価特論	二
電子機能材料工学演習	二
電子機能デバイス工学特論	二
光・量子デバイス基礎特論	二
光デバイス特論	二
固体機能デバイス工学特論	二
機能デバイス工学特論	二
磁気デバイス工学特論	二

電子機能デバイス工学演習	二
集積システム工学特論	二
先端加工プロセス特論	二
マイクロプロセス特論	二
表面・界面物性特論	二
プロセスプラズマ基礎特論	二
プロセスプラズマ工学特論	二
プラズマプロセス特論	二
マイクロデバイス物理特論	二
マイクロデバイス設計特論	二
ナノ集積システム工学演習	二
電子デバイス工学演習第一	二
電子デバイス工学演習第二	二
電子デバイス工学特別講義	二

(2)　博士後期課程

○情報理学専攻

授業科目	単位数
情報理学特別講究第一	六
情報理学特別講究第二	六
情報理学特別演習第一	四
情報理学特別演習第二	四

○知能システム学専攻

授業科目	単位数
認知行動学特別講究	六
認知心理学特別講究	六
知能処理機構特別講究	六
知能システム特別講究	六
知能機械特別講究	六
情報認識論特別講究	六
情報論理学特別講究	六
情報構成論特別講究	六
信号認識特別講究	六
通信メディア特別講究	六

知能システム学特別演習	四

○情報工学専攻

授業科目	単位数
情報回路特別講究	六
情報系統特別講究	六
情報伝送特別講究	六
波動情報特別講究	六
情報処理特別講究	六
計算機ソフトウェア特別講究	六
計算機ハードウェア特別講究	六
計算機科学基礎特別講究	六
システム開発方法論特別講究	六
高度情報処理システム特別講究	六
情報工学特別演習	四

○電気電子システム工学専攻

授業科目	単位数
電子回路工学特別講究	六
電子システム特別講究	六
電気システム制御特別講究	六
インテリジェント制御特別講究	六
制御システムモデリング特別講究	六
超伝導システム制御特別講究	六
電力システム工学特別講究	六
電磁エネルギー工学特別講究	六
超伝導材料物性特別講究	六
電気電子システム工学特別演習	四

○電子デバイス工学専攻

授業科目	単位数
電子材料科学特別講究	六
応用電子物性学特別講究	六
光・量子デバイス工学特別講究	六
機能デバイス工学特別講究	六
集積システム工学特別講究	六

プラズマ・光プロセス特別講究	六
マイクロエレクトロニクス工学特別講究	六
電子デバイス工学特別演習	四

〔註〕「第 1272 回評議会記録」1996（平成 8）年 3 月 22 日。原本縦書き。

663　大学院人間環境学研究科設置理由書

（『九州大学大学院人間環境学研究科設置計画書』　1997（平成 9）年 8 月 1 日）

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

1. 設置の経緯

九州大学においては、大学移転を契機として、国内外から強く要請されているセンターオブエクセレンスを目指す大学改革を全学的に検討することを決定し、平成 7 年の評議会決定による「九州大学の改革の大綱案」では、各研究科が固有の学問領域を発展させると共に、相補って新しい高度科学技術社会を支えると同時に国際化社会に役立つ研究と人材養成のための教育を行うことを目指す案が計画された。

人間環境学研究科は、このような改革整備を具体的に実現するために、九州大学における人間環境学分野に関する研究・教育の主力、すなわち心理学、社会学、教育学、健康科学、建築学分野を一つに結集して、それらを有機的に再編・統合化し、全学的規模で新しい人間環境学分野の発展・創造を目指す構想について、平成 7 年から現在に至るまで鋭意検討を重ねてきた結果確立したものである。

2. 設置の趣旨

「人間環境学」は人間にとって最適な環境のあり方とその創造の方向を探る学際的な学問領域である。国際化や情報化の進展とともに、人間と環境をめぐる問題は大きな変化を遂げつつある。いわゆる環境問題が地球規模で深刻化していくなかで環境との共生が求められ、よりよい共生のあり方が 21 世紀を迎えるにあたっての重要な課題となっている。それは、人間の暮らしそのものに直結した幾多の問題を提起する。より広く考えれば、技術と人間、空間と行動、教育と成長、心理と組織、健康と環境などの諸側面で、現代社会が陥っている断片化や隔絶化の弊害と直面する問題である。したがって、このような問題に有機的に対処し、その解決を図るためには、人間と環境を従来のように分離して捉えるのではなく「人間環境」という形で一体的に考えること、そして技術と人間を分離するのではなく両者を有機的に統合する新しいコンセプトを案出することが不可欠である。

こうした新しい「人間環境」のコンセプトを創造していくためには、従来とは一新されたパラダイムから出発して、従来の学問分野を再編し、新規学際分野を統合することにより、総合的な教育研究体制を確立することが必要不可欠である。文系と理系、工学と社会科学などのように、細分化と専門化を重ねていく従来の教育研究体制ではこうした課題に応えられないことは明らかであり、今求められているのは、諸学問分野を思い切って横断的に再編する、大胆かつ緻密な構想であると考える。

こうした理念のもとに、これまで学問的な親縁性をもちながらも大学の中では別組織に所属していた心理学、心理臨床学、健康科学、社会学、教育学、建築学の諸分野を一つに統合して、人間環境に関する学際的な研究教育を目指し、5 つの専攻からなる人間環境学研究科を設立する(資料 1 参照)。5 つの専攻とは、人間社会の発達及び構造にかかわる発達・社会システム、人間の精神と健康にかかわる行動システム、そして人間の物理的な生活空間にかかわる空間システム、複合的な人間環境の問題に臨床的に対応し、問題の解決をめざす共通の共同作業場としての人間共生システム及び都市共生デザインの各専攻である。本研究科はこれらの専攻間の積極的な交流のもとに近接領域の学際性を図りながら、工学的なテクノロジーから文系的なソフト・サイエンスに至る幅広い教育を行うことで、人間と環境の総合的な理解を深化させ、多様化し複雑化しつつある社会の基本的ニーズに応えうる基礎的・応用的技術と科学的認識の獲得、さらには人間環境にまつわる諸問題を創造的に解決するグランド・デザイン能力を有する人材育成をめざす。

3. 設置の必要性

3. 1　社会的必要性

(1) 深刻化する教育病理と新たな教育課題

昨今では、いじめ、不登校、校内及び家庭内暴力、教師による暴力、管理教育の弊害、偏差値による序列化と切り捨て、それにともなう低学力問題、受験戦争の激化、家族関係の崩壊など人間が成長発達していく過程があきらかな病理現象を呈し、その現状は日々深刻なものになっている。さらに在留外国人の増大や帰国子女の問題、コンピューター・リテラシーなど国際化や情報化にともなう新たな教育課題が登場してきている。児童憲章には「児童は、よい環境の中で育てられる」とあるが、教育問題が単に学校教育や家庭教育の枠内にとどまるものではなく、人間の成長発達をめぐる複合的な人間環境の問題となっている。 こうした教育病理を克服し、新たな教育課題を解決していくには従来の教育学のみならず心理学、社会学、健康科学さらには教育空間にかかわる建築学などとの学際的な研究が必要となってきている。そうした学際的な学問領域として人間環境学が要請されている。

(2) 人間環境社会を実現するリーダーの養成

現在、地方分権・規制緩和が進展しつつある一方で、ボランティアや NPO といった主体的な市民たちが多様な様式で社会の表舞台に登場してきている。また、生涯学習社会への移行の中で、主体的に解決し自らのライフ・スタイルをも創造する新たな人間像が模索されている。こうした多元的な社会・地域構造への転換がすすみつつある今、求められるのは方向の定かでない無原則的な変化ではなく、いのちや暮らしといった人間の存在の根幹にかかわる価値を軸にすえた社会への再編だろう。例えば、現代人がかかえる不安のひとつに今後の到来する高齢社会のビジョンの不透明さがある。障害者・寝たきりになる可能性を誰もが等しくかかえるなかで、たとえ障害をもっていても普通に地域で生活するというノーマライゼーションの理念も浸透してきたが、それを実現する地域や社会の環境を作り上げていくことも学際研究としての人間環境学の課題である。現実的には、高齢者の増加はもちろん、心理的不適応の増大、いじめや不登校、高学歴社会と教育病理、家族生活の困難、地域社会の解体、都市コミュニティの崩壊、外国人をはじめとする異文化との共存などの複雑で複合した問題が、現代社会のあちこちで発生している。これら現代社会の諸次元で発生する諸問題に対して、多領域の共同作業を通じてその問題の解決にあたるハートフルな人材の養成が求められており、現代社会における共生支援のシステム構築のために教育学、社会学、心理臨床学、建築学との学際的な融合が求められている。

(3) 複合性を増す都市問題

人間と環境をめぐる問題は特に都市において顕著に表出している。現在都市がかかえる問題は、ますます複雑化し、且つ複合性を増しつつあり、従来の狭い学問領域で養成された専門家を寄せ集めても有効な解決策が見いだせなくなっている。例えば、阪神・淡路大震災で明らかになったように、都市災害によってもたらされる諸問題と都市住民に広がる社会的病理に対する処理能力が決定的に立ち遅れていると考えられる。こうした複合化した都市問題に適切な対応を行うためには、従来独立してきた精神医学、臨床心理学、環境心理学、教育学、社会学、都市計画学、建築学、健康科学等の領域を複合した新しい教育研究のパラダイムと高度専門家養成のプログラムの開発が緊急の課題となっている。近年多発している都市空間における犯罪の発生や器物破壊が、都市の空間構造、環境特性と密接な関係をもつことが指摘されており、安全で安心な街づくりを行うためには、都市病理に対する人間側と環境側の両側からのアプローチが必要となってきている。また、わが国における都市を人間環境都市へと脱皮させる社会的な課題も、今日ますます重要な課題となっている。自然環境と共生した住み心地の良い都市環境を創造するためには、教育学・社会学・心理学・人間行動

学と都市計画学・建築学との融合が求められている。人間環境学は、人間にとって最適な環境のあり方とその創造の方法を探る学際的な学問領域であり、学問的な解明に留まらず、 環境と共生した都市空間の計画立案、共生社会をめざす人間社会の支援システムの立案、さらに、都市病理に対する有効な臨床的な介入とそのシステムの立案などのアクション・リサーチとしての性格を濃厚に持っている。 現在の日本の都市が抱える複雑で、かつ複合的な諸問題のほとんどが、多領域の共同作業（コラボレーション）を必要としているが、現在のところこうした多領域を結ぶ共通の言語は不足している。その中にあって人間環境学は、人間と環境との相互作用という共通の領野（ドメイン）を設定することによって、人間の精神構造に係わる心理学、人間社会の構造に係わる社会学、教育学、健康科学の分野と、都市環境の物理的構築に係わる建築学・都市計画学などのインターフェイスを可能にしている。

(4)建築・都市計画におけるユーザー指向の重視

地球環境の保全に配慮した「環境にやさしい」生活スタイルが提唱されると共に、建築設計や都市計画の中で「人にやさしい」デザインが求められるようになってきた。これまでの建築づくりや街づくりにおいては、デザインの決定・立案にタッチするのは建築家や行政などの一部の専門家であって、それを実際に使うユーザーではないことが多かった。最近になってようやく住民参加のまちづくりや、施工主や利用者のニーズを反映する建築デザインや都市計画への要求が高まってきた。しかし、ユーザーのイメージや便宜にマッチしたデザインを行うためには、設計者とユーザーとを結ぶインターフェイスが必要であり、建築・都市計画の中では臨床的アプローチに対する基礎訓練の必要性が認識されるようになってきた。この点に関しては、建築デザインにおいても臨床心理学と同様に依頼主を「クライエント（来談者）」と呼ぶことは象徴的である。心理臨床の分野においては、来談者中心療法の視点、あるいは人間中心のアプローチ（person-centered approach）の伝統があり、今後の都市計画、建築における教育モデルとして有効な視点を提供している。

(5)急速な都市化をむかえるアジア諸国と日本の役割

わが国においては、地球環境を配慮した都市計画やユーザー指向の環境デザインはようやく社会的に認知され始めたが、現在急激な経済成長と都市化を進めつつあるアジア諸国では、今後環境問題と都市社会病理の進展が幾何級数的に増大することが予想される。日本がアジア諸国において期待されているリーダーシップの中で、公害などの環境問題の技術的な解決へのコンサルテーションと並んで、先に述べたようなコミュニティ・レベルの臨床的アプローチや人間の心身の健康をサポートする都市環境の創造に関する基礎研究と、実践家の養成はますます重要性をもってくると予想され

る。特に、従来欧米の都市社会を暗黙のモデルとした都市計画が国際スタイルとして普及してきた経緯があるが、アジア的な風土・文化にふさわしい都市生活のスタイルや建築様式を確立することにおいて日本はリーダーシップを発揮する必要性と可能性があろう。ここでも、都市計画・環境デザインの領域と心理学や文化人類学、社会学、異文化間教育学、比較教育学などの人文科学とのタイアップが求められている。

3．2　人間環境学台頭への国内外の動向

(1) 海外の動向

1970 年代の始めニューヨーク市立大学において環境心理学のプログラムが創始されたときから、この分野は学際性を特徴としていた。心理学と建築などの環境デザインの専門家が構成した環境デザイン研究会（Environment Design Research Association, EDRA）は、その後、環境行動研究（Environment and Behavior Research）や建築心理学、環境デザインの研究者と実践家を養成する母体となってきた。米国のクラーク大学においては、同じく 1970 年代の初頭から地理学と心理学がタイアップして、環境イメージ、認知地図などの新しい学際的な研究パラダイムを創造している。その後、環境デザイン、環境心理学の専門家を養成する大学院プログラムは、全米各地や英国、北ヨーロッパなどにあいついで設立され、現在これらを統合する国際学会として、国際人間環境学会（International Association for People Environment Studies, IAPS）を構成している。

(2) 国内の動向

1982 年に環境デザインや行動科学に興味をもつ研究者・教育者・実務家によって人間・環境学会（Man Environment Research Association, MERA）が設立され、現在、心理学、建築学、地理学などの学際領域の会員 200 名以上を数えるに至っている。この学会が母胎となって、米国と日本の主要な研究者が 4 年に一度会する日米環境セミナーは現在まで 4 回行われている。大学、大学院のプログラムなどに関してはまだ少なく、早稲田大学人間科学部と京都大学人間・環境学研究科などが数少ない養成機関となっている。ただこの両者に対しては、次の項で述べるような問題が存在しており、真の意味での人間環境学の高等教育・研究機関はいまだ存在しない。最近の大学改革の中で、「人間」、「環境」は流行語でもあり、生活学、生活環境、人間環境、環境教育などの名称をもつ学科は多数開設され始めているが、これらに関しても基本的には次に述べる問題を抱えているのが現状である。

(3) 既存研究科、学科の問題点

最近になって、京都大学の「人間・環境学研究科」をはじめ、一部の大学で「人間

環境学」と称する学部・研究科が新設されている。しかし、そこには次のような問題点がある。例えば、早稲田大学人間科学部ではわが国で数少ない環境心理学の養成プログラムを実現し、臨床心理学を含む心理学、行動科学の分野に加えて、体育学を始めとする健康科学や人間工学、教育工学などの工学系の分野で構成されている。しかし、人間環境学の主要な構成要素である建築学や都市計画の分野は本格的にはこれに加わっておらず、環境デザインの専門家の養成は従来通り理工系の学部でなされている。

京都大学の人間・環境学研究科においても、建築・都市計画のセクターは入っておらず、旧教養部を母体とする人文諸科学や自然科学が並列されている。

本格的な人間環境学の高等教育・研究機関であるためには、環境とのかかわりにおける人間行動・心理を探究する心理学、臨床心理学、社会学、教育学、地理学、文化人類学などのスタッフと建築・都市計画のスタッフとが同等数組み合わされる人文系と理工系とのドッキングが不可欠である。

本研究科は、建築学が主要な柱として加わっていることに示されるように、社会科学や心理・健康諸科学との緊密な連携のもとで、都市生活環境の総体を扱う教育研究組織であり、その意味では我が国でユニークな研究科の一つである。

4. 教育課程の編成及び特色

本研究科は、大きく 5 つの専攻と 12 の研究・教育分野から成り立っている。5 つの専攻の学問領域並びにその専攻を構成する 12 の研究・教育分野の概要は以下の通りである。

A. 都市共生デザイン専攻

都市共生デザイン専攻は人間環境の調和的発展のために、環境の保全整備、災害予測と災害防止、共生型都市社会のグランド・デザインを構築するという文理横断型の新しい学問の開拓をめざす専攻であり、その研究・教育分野を大別すると次の 2 つになる。

●アーバンデザイン学分野：この分野は環境共生型社会への転換を図るために、自然環境と都市環境の相互作用とその総合的な把握を目指す分野であり、都市計画、景観設計、コミュニティ計画等による環境共生型都市の計画、設計、管理のための理論や技法について研究・教育する。これにより環境共生型社会のアーバンデザインを提案できる次代の研究者の養成とともに、高級技術者の養成を行う。

●都市災害管理学分野：この分野は都市災害に対する管理手法の開発と維持についてハードとソフトの両面から総合的把握を目指す分野であり、ここでは地震、台風などによる自然災害のメカニズムに関して災害管理の立場から、都市社会における

突発的な災害や日常災害に対する潜在的な弱さを改善する原因を究明し、人間に対する危険要因とその阻害要因に関する評価法を確立し、都市環境の基本的安全システムについて研究・教育する。これにより都市の防災管理計画に関する立案能力をもつ次代の研究者の養成と共に高級技術者の養成を行う。

B. 人間共生システム専攻

人間共生システム専攻が対象にする学問分野は、高齢者社会の到来、心理的不適応の増大、いじめや登校拒否、家庭生活の困難化、地域社会の解体、障害児・者との共生、異文化葛藤の解消、開発と共同体など、従来の対立型社会と人間のモデルでは解決できなかった諸問題に実践的に取り組む学際的な学問分野であり、その研究・教育分野を大別すると次の 2 つになる。

●共生社会システム学分野：この分野は環境と共生できる人間社会を研究・設計するための分野であり、従来の対立型社会から共生型社会へのパラダイム転換を実現できるように都市やコミュニティ、生活空間等について環境との共生という観点から学際的に研究・教育する。これにより、多様な社会集団の共生が可能な新しい社会モデルの設計・開発能力を持つ次代の研究者の養成と共に高級技術者の養成を行う。

●心理臨床学分野：この分野は、社会と人間生活の複雑化・多様化の中で顕在化してくる精神病理現象、コミュニケーション障害、不適応等の諸問題についての原因の解明やその生成メカニズムさらには治療・援助について理論や技法を開発する分野である。ここでは心理学の知識と心理学的な技法に基づき、人格及び行動の変容と人間の生涯にわたる発達や適応の促進を援助するための理論や治療・援助システムの技法の開発について研究･教育する。これにより心理アセスメント能力や治療・援助システムを開発・創造できる次代の研究者の養成と共に「臨床心理士」などの高級技術者の養成を行う。

C. 行動システム専攻

行動システム専攻は、人間個々人の知的、感性的及び情動的行動とそれらの発達ならびに人間集団の行動を理解するとともに心身の健康の維持・増進の研究に取り組む専攻であり、その研究・教育分野を大別すると次の 2 つになる。

●心理学分野：この分野は環境と相互作用する人間の行動様式、思考様式さらには心理特性について科学的に解明する分野である。そこで、環境と人間の認知的・感性的整合性を考える立場から外部環境の認知プロセス、人間の組織・集団に見られる行動特性の解明、生涯にわたる行動の発達過程などについての理論や方法論の開発に関する研究・教育を行う。これにより生態学的な視点から人間の行動や心理現

象を解明する理論と技法を開発・創造できる次代の研究者の養成と共に高級技術者の養成を行う。

●健康行動学分野:この分野は､健康がライフスタイルに依存するという視点から、健康問題を科学的に解明していく分野であり、個体における身体的健康状態の評価・処方と個人のライフスタイル及び社会システムの双方を有機的に関係づけた新たな健康科学の確立を目指して研究・教育する。これにより新たな健康行政の構築に取り組める専門家の育成を図り、健康環境と健康行動に関する有能な研究者と高級技術者の養成を行う。

D. 発達・社会システム専攻

発達・社会システム専攻では、複雑化・高度化する現代社会を、人間と社会との相互作用として成立する家族、学校、地域、国家、制度などに焦点をあて、社会と人間の成長にかかわる全体的＜知＞の獲得をめざす。その研究・教育分野を大別すると次の 3 つになる。

●教育社会計画学分野：この分野は、生涯学習社会という教育環境の変化に対応した教育システムの開発についての分野であり、生涯学習社会という観点から、現代社会における人間の成長発達環境である地域の再生と学校改善の課題について研究・教育する。これにより、変化する社会の中で柔軟に対応できるような教育プログラムや学校改善プログラムを計画・開発できる能力を有する次代の研究者の養成と共に高級技術者の養成を行う。

●国際教育環境学分野：この分野は、文化特有の教育環境、教育内容、教育理念などを科学的に解明する分野であり、国際化社会という視点から国際化社会の中での教育問題や異文化理解の基礎となる欧米やアジアなどの異文化社会の教育文化についての地域及び比較研究に関する研究・教育を行う。これにより国際人として通用する多様な価値観と視点を有する創造豊かな次代の研究者の養成と共に高級技術者の養成を行う。

●社会学分野：この分野は、人間環境に関わる諸問題を社会学的に解明していく分野であり、家族の危機、学校の病理、高度情報化社会における価値観の変化などの現代社会の抱える諸問題のトータルな理解と解決を図る理論や諸技法について研究・教育する。これにより社会変化の中で生じる諸問題に柔軟に対処可能な技法やデザインやアイデアを提案・創造できる次代の研究者の養成と共に高級技術者の養成を行う。

E. 空間システム専攻

空間システム専攻では、従来の建築学を「人間と環境の空間システム学」と位置

づけ、交流・共生・持続・循環のための新たな関係場について教育研究するものであり、工学以外の文系分野との連携を深めながら、住宅から都市に至るさまざまな生活空間を、より快適で美しく、丈夫で使いやすい空間システムについての設計、施工、管理に関する方法を理論的かつ実践的に探求する。その研究・教育分野を大別すると次の 3 つになる。

●建築計画学分野：この分野は、空間科学としての計画理論の総合的な構築を目指す分野であり、生活空間の最小単位である居室、その集合体の建築空間、さらにその集合体である地域空間の環境に優しい総合的な人間環境計画についての研究・教育を行う。これにより、行政機関はもとより地域社会で活躍する建築計画学の高度専門技術者及び次代を担う第一線の研究者の養成を行う。

●建築環境学分野：この分野は、居住空間システムの総合的な環境研究を目指す分野である。ここでは従来の建築環境工学における光、音、熱、空気、風、水といった要素別の研究、計画管理、環境計画、環境整備といった対象別あるいはスケール別の研究を統合し、人間から室内、建築、都市に至る居住空間システムの総合的な環境について研究・教育を行う。これにより、次代を担う建築環境学の第一線の研究者を養成するとともに、建築および都市分野の高度専門職業人（例：環境プランナー、環境コンサルタントなど）の養成を行う。

●建築構造学分野：この分野は、都市の未利用および再利用空間を開発するための材料、構法、構造に関する理論や技術を目指す分野であり、都市のインフラストラクチャーの構造計画や既存の都市・建築の耐震診断など空間構造学について総合的に研究・教育を行う。これにより建築構造についての診断技法とグランドデザイン能力を有する次代を担う第一線の研究者の養成と建築および都市分野の高度専門職業人の養成を行う。

ここで、人間環境学研究科の特色をまとめると以下のようになる。

(1) 人間環境学の基礎分野を担当する行動システム専攻、発達・社会システム専攻、空間システム専攻の設置
(2) 人間にとって最適な環境のあり方とその創造の方法を探る学際領域としての都市共生デザイン専攻及び人間共生システム専攻の設置
(3) 工学的なテクノロジーと文系的なソフト・サイエンスの知識を有した研究者や技術者の育成
(4) 文理横断型の柔軟性のあるカリキュラムによる教育研究体制
(5) 人間の精神構造に係わる心理学、人間社会の構造に係わる社会学、教育学、健康科学の分野と、都市環境の物理的構築に係わる建築学・都市計画学などの融合による人間環境学の新しいパラダイムの創出

(6) アクションリサーチを中心にした実践科学に支えられた創造性豊かなグランドデザイン（環境と共生した都市空間の計画立案、共生社会をめざす人間社会の支援システムの立案、都市病理に対する有効な臨床的な介入とそのシステムの立案）の創造

5.「創造性のある人材」を育成するための教育方針

本研究科は流動化し複雑多様な生きた「人間環境」に焦点を定め、人間と環境を総合した新しいパラダイムの科学を目指す。その中では多様な視点や価値観に支えられた柔軟な思考をもつ創造性豊かな人材の育成が期待される。しかし多次元レベルの多様な要因が複雑に入り込んだ人間環境に関わる諸問題を適切に分析、吟味し、それに対する適切な対応策を講じる能力や技術を習得するためには、日常性の文脈の中で多様な視点から創造的に問題を発見、処理し、新たに構成するといった能力の育成が極めて重要である。そうした日常性の文脈の中に役立つ知識や技能は理論と実践との間の絶え間ない繰り返しの検証の中で習得されていく。しかもそれは、他者から与えられるというよりも主体的に学び、実感する体験や姿勢の中で得られるものである。

こうした教育方針のもとに、幅広い知識に裏付けられた適切な状況判断能力と実践力を伴う「自己」の確立を保障するためには、心理学や健康科学に基づく心理学的・医学的な考え方、教育学や社会学に基礎をおく人間学的かつ人文社会学的な発想法、建築学にもとづく自然科学や工学的な考え方などを幅広く学習し、それらを新しく確立されつつある都市共生テザイン学や人間共生学と融合させる努力を学生一人一人が自主的に行える研究・教育環境を整えることが重要である。そのための、主な教育方針としては次の 3 つの観点を考えている。

(1) 幅広い知識・技術を持った専門家の育成

工学的なテクノロジーから文系的なソフト・サイエンスに至る幅広い知識と技術を持ち、人間環境にまつわる諸問題を創造的に解決するグランド・デザイン能力を有する専門家を育成する。

(2) 実証的かつ生態学的アプローチの重視

流動化し複雑多様な生きた「人間環境」に焦点をあてた本研究科が扱う学問体系は、実験室的研究はもとより徹底したフィールドワークを必須にした実践的かつ実証的な科学である。そのためには、講義と演習や実験を結び付けてより実践的な教育を行うことが必要である。演習や実験の課題としては、最先端の研究と結び付くようなテーマや地域コミュニティや文化社会の動向を一歩先取りするようなテーマを選ぶ。また

実習や実験の場としては、各専攻の特色を活かし、病院、学校、建築現場、スポーツ施設などを積極的に利用しながら、生きた人間環境の問題に取り組み、生態学的な観点からアプローチを試みるようにする。

(3) 国際化への対応

国際社会の中でリーダー的役割を果たすような人材を育成するためには、異文化体験による多様な価値観、考え方、ものの見方、行動様式、自己表現などの理解・習得、及びそのための道具としての外国語能力のレベルアップは必要不可欠である。

6.「創造性のある人材」を育成するための研究指導方法

5 の項で述べた教育方針を実現させるための研究指導上の具体的な方法に関する工夫や改善としては、以下のようなものを考えている。

(1) 幅広い知識・技術を持った専門家の育成のための研究指導方法

●複数専攻にまたがる選択と指導を受ける機会の提供

5 つの専攻のそれぞれの特徴を活かした講義や演習を自由に受講できる体系的で柔軟なカリキュラムシステムを設定する（各専攻内での履修モデルについては資料 2 を参照)。また学生の研究指導体制においても、複数専攻に渡っての指導が受けられるような柔軟性のある複数指導教官制を採用する。複数指導教官制とは、一人の学生について複数の指導教官をおいて研究指導を行うシステムである。学生の関心にもっとも近い教官が指導教官（主査）となることはもちろんではあるが、学際的研究科の特性を生かし他専攻、他研究科などの教官一名以上を含む数名の教官チームによる指導体制を作ることにより学際的な研究指導を行う。

なお学位の名称については、修士 (人間環境学)、博士 (人間環境学) を原則とする。ただし、本研究科の学際性に基づき、各学問体系の伝統と社会的認知の実状を考慮する。そのため、各専攻別に授与する学位は以下のようになる。

都市共生デザイン専攻	修士（人間環境学）	博士（人間環境学）
人間共生システム専攻	修士（人間環境学）	博士（人間環境学）
行動システム専攻	修士（人間環境学）	博士（人間環境学）
	修士（教育学）	博士（教育学）
	修士（文学）	博士（文学）
発達・社会システム専攻	修士（人間環境学）	博士（人間環境学）
	修士（教育学）	博士（教育学）

空間システム専攻	修士（文学） 修士（人間環境学） 修士（工学）	博士（文学） 博士（人間環境学） 博士（工学）

●博士後期課程学生に対する RA 制度の積極的導入

複雑で多様な要因を内包している諸問題を創造的に解決していくためには、いろいろの専門領域の人たちが共同である一つの問題について多面的視点から探求し研究していく環境作りが不可欠である。その意味でも、学生は複数の指導教官のもとで他の研究者や大学院生とチーム（知的学びの共同体）を組みながら研究していくというスタイルを学習することが重要となってきている。RA 制度を通して、学生は単に学問上の問題だけでなく、複雑な人間関係など実地の中でしか学べない多くの問題（例えば、組織の作り方や運営の仕方、研究費の取り方や使い方、仕事の分担、貢献の度合いによる著者順位決定など）をも学ぶことができるようにする。

(2) 実証的かつ生態学的アプローチを重視するための研究指導方法

●外に開かれた研究交流の場の確保

外に開かれた研究の場の確保は、2 つの側面から重要である。一つは、フィールドワークという観点からの「生きた場」の確保であり、二つは、「新たな知的資源」の確保、「知的交流」の確保である。総合的観点から人間と環境の問題について研究していくためには、大学内の他研究科との交流はもちろんのこと、他大学や企業／公立の研究所、病院などの研究者との交流を活発に行い、学生が自由にこれらの研究機関の研究者と議論して研究を進める「外に開かれた知的環境」ないしは「広がりのあるネットワーク」を作ることが大切である。このような外に開かれた研究交流を積極的に実現するために、受託研究員や共同研究員の受け入れも積極的に行う。

●教育支援システム環境作りへの積極的参加

教育現場や地域社会に出かけ、そこで生じている人間環境に関わる問題改善についての相談役ないしはボランティア活動に積極的に参加させ、人間が快適に生活していくための支援システム作りを体験させる。専攻によっては、そうした活動に従事した研究時間ないしはその研究内容を実習演習単位に読み替えるようなことも考えている（現在検討中）。こうした活動は、学生たちの創造的な問題解決能力や実践能力を高め、広い視野の確立や思考の柔軟性を育てる上においても極めて重要である。

(3) 国際化へ対応できる人材育成のための研究指導方法

●異文化体験による快適な生活様式・人間環境の発見・創造

新たな視点の獲得や自分の思考の基底に流れている暗黙の前提や価値観への気づき

は、慣れ親しんだ教育環境、文化・社会、人間関係の中にいるだけでは自覚するのが困難である。それには、一つの課題を前にして、文化や価値観や知識や経験の異なる者が真剣に対話する問題解決場面が不可欠である。その意味では、早くから、異文化体験や異文化コミュニケーションの機会を作り、異文化の中での生活様式を体験させることによって、人間が生活していく上で快適な住居、緊急ネットワーク、ヒューマンネットワーク、都市環境、交通機関などがどうあるべきかを考える機会を作ってやることが望ましい。そのために、海外の交流協定締結大学などを中心に積極的に短期／長期の留学を行わせるように配慮する。また逆に外国の大学からの留学生を積極的に受け入れ、研究交流を前提にして留学生と積極的にコミュニケーションを行うように指導すると同時にそのような教育環境を作るようにする。

●自己表現のための外国語能力のレベルアップ

学問的には国際的水準にありながら、それをうまく表現するための外国語能力が不十分であるために、実力が評価されないということは、九州大学にとってのみでなく日本においても大きな損失である。そのためには、外国語による学術論文の執筆や国際会議での討論への参加が不自由なく行える程度までの実践的な外国語運用能力を修得することが不可欠である。そこで、大学院生に対しては、本学の言語文化部が大学院学生を対象に行っている複数の外国語の「特別履修課程」の履修を積極的に薦めるように指導する。また、ネットワークを利用して海外の研究者や技術者との情報交換を頻繁に行う習慣を身に付けさせ、外国語に対する嫌悪感や抵抗感をなくし、国際的に自信をもって情報発信ができるような教育環境の整備さらには人材育成につとめる。

●外国大学との交換学生制度の積極的利用

国際化がますます進展する中で、国際人としてリーダー的役割を果たす創造的な研究者を育成するためには、異文化の中で柔軟性のある問題解決能力や適切な状況判断能力を習得し､個性的な自己表現ができるような体験を積むことが極めて重要になる。その意味でも、 多くの学生が交換学生制度を積極的に利用し、自由に自分の可能性を確かめることのできるような機会を増やすようにする。

●外国人研究者による講義やセミナー

いろいろな国際学会が日本ないしは九州大学で開催される機会が増大している。教官のみでなく大学院生がそのような場に積極的に参加し、英語で最先端の学問の動向を知ることは、知的刺激の活性化のみでなく外国語に対する抵抗感をなくす意味においても極めて重要である。そこで訪問外国人学者などを随時招待してセミナーを開催し、学生の積極的参加の機会を増やすようにする。

7. 社会人・留学生に対する大学院教育について

本研究科が目指している社会に開かれた大学院教育の主旨を実現するためには、社会のニーズに応えて社会人を積極的に受け入れていかねばならない。また国際化が急速に進展していくなかで国際的視野にたち人間環境学の研究・教育を新たに創造・開拓していくためには、留学生を積極的に受け入れ、早くから異文化理解や異文化コミュニケーションを促進するような基礎的な教育環境を作ることも重要な対策の一つである。

本研究科では、社会人特別選抜制度による大学院教育や留学生の大学院への受け入れを拡充するにあたって、以下のような教育上の工夫を考えている。

(1) 社会人への対策

発達・社会システム専攻に社会人のために昼夜開講制のカリキュラム・コースを設け、高度専門職業人への再教育、リカレント教育を行う。また都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻においても社会人を積極的に受け入れていく。特に教育学研究科教育学専攻では学校改善コース、成人教育計画コースという社会ニーズに対応した社会人特別選抜による大学院教育（修士課程）を 1966 年度より実施しており、博士後期課程にもその門戸を開きつつある。そのための具体的な教育上の対策としては以下のようなものを考えている。

●社会人の積極的な受け入れ

社会人の修士課程への入学については、教育学研究科においても多くの入学者を認めている。しかし、社会人の博士後期課程への入学に対するニーズは年々高まる傾向にあるにもかかわらず、本研究科を構成している研究分野でそのニーズを認め、実際に受け入れているのは工学研究科建築学専攻のみである。今後は、本研究科の主旨の一つである社会に開かれた大学院教育を実現していくために、社会人を修士課程のみでなく博士後期課程へも積極的に受け入れていく。

なお、そのための入学者選抜方法としては次のようなものを考えている。

（入学者選抜方法）

a　発達・社会システム専攻

（修士課程）

①出願資格：

推薦入試　　出願時に学校あるいは社会教育関係の職に 5 年以上在職している者で、 教育委員会又は所属長から推薦された者

一般入試　　出願時に社会的活動を 3 年以上経験している者

②募集人員：　若干名

③考査方法：　専門科目、小論文又は外国語（英語）

口述試験（研究計画書及び専攻分野等について実施）

書類審査

（博士後期課程）

①出願資格：　出願時に教育に関する社会的活動を 5 年以上経験している者

②募集人員：　若干名

③考査方法：　外国語（英語・独語・仏語から 1 ヶ国語選択）

口述試験（提出論文、研究計画書及び専攻分野等について実施）

書類審査

b　都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻

（博士後期課程）

①出願資格：　出願時において官公庁、民間企業等に在職している者で、所属長の推薦を受けた者

②募集人員：　若干名

③考査方法：　口述試験（専攻科目及び修士論文等について実施）

●社会人のニーズに応じた柔軟な教育体制

社会人学生のニーズに応じた柔軟できめ細かな教育に対応するために、発達・社会システム専攻に昼夜開講制のカリキュラム・コースを設ける。また、一般の学生達とのコミュニケーションも自由に行える教育環境を作り、相互に刺激を与え合うように配慮する。このような刺激的な教育環境をつくり、学生と社会人との積極的なコミュニケーションを図ることによって、学生自身は現場や社会の中での生きた諸問題を認識することができると同時に、社会人は最先端の情報をキャッチできる可能性が増大する。

●社会人に対する先端的な教育内容の伝授

変化の激しい人間環境の学問・技術分野の最新の動向を把握する手掛かりを見つけることも、社会人学生にとって重要な就学の目的である。スクーリングにおいては、各自の専門分野の教育内容のみでなく、関連した専攻の教育内容を履修し、幅広い視点からの知識獲得ができるように指導し、学生一人一人が自分の専門分野の周辺の状況を理解できるようにする。教官側から見ても、現場の第一線で活躍している研究者や技術者との交流の原点となり、 新しい研究の芽を産み出すことにもつながる。

(2) 留学生への対策

●留学生の積極的な受け入れ

本研究科においては、既に、教育学研究科や工学研究科建築学専攻において、留学生の博士後期課程入学を認めているが、修士課程入学者よりもその数は非常に少ない。しかし、留学生、特にアジア諸国からの留学生の博士後期課程への入学のニーズは年々

増大してきている。こうしたニーズに応えるためには、また 3 項の設置の必要性の所で述べた主旨を実現していくためには、今後留学生の博士後期課程への受け入れを積極的に進めていくことが必要である。

●TA 制度の積極的活用による教育指導支援システムの確立

既に教育学研究科では、TA 制度を利用して、留学生に対して語学力の指導や異文化理解への援助、さらには研究計画などの相談・援助を行い、留学生からも高い評価を得ている。こうした指導や援助は指導や援助を受ける側（留学生側）のみに対してだけでなく、指導・援助する側（大学院生）にも、6 項で述べた研究指導方法の背景にある主旨、特に 6 項の（2）や（3）に述べた主旨を体得できる上で極めて有意義な研究指導支援システムである。その意味で、本研究科においても本研究科の目指す研究指導方法の背景にある主旨を実現するために、TA 制度を積極的に活用していく。

8. 既設学部との関係

人間環境学研究科は、学際的な視点から「より快適な、創造的な人間環境の構築・創造」に関する研究教育をめざして、教育学的視点や心理学的視点から人間の発達・成長に関与している教育問題や教育環境の解明・創造、人間の行動や心理現象のメカニズムの解明と援助システムについて研究している教育学部と社会学的ないしは文化人類学的視点から人間の行動や文化や社会システムについて研究している文学部の人間科学科と工学的視点から人間の快適な居住空間や都市空間について研究している工学部の建築学科の各専門分野が融合して教育研究を行う研究科である（資料 3 参照）。

9. 学生確保の見通し

修士課程は、これまで既設の教育学研究科、文学研究科（心理学専攻、社会学専攻）、工学研究科（建築学専攻）において定員をはるかにオーバーする進学希望者並びに入学者があり問題はない。一方人間環境学研究科を構成するこれら 3 研究科の博士後期課程の過去 3 年間の入学実績は下表の通りである。

	定員	7 年度	8 年度	9 年度	3 年間の合計	平均充足率
教育学研究科	12	8	15	12	35	97%
文学研究科（心理学・社会学専攻）	3	4	4	7	15	167%
工学研究科（建築学専攻）	8	5	8	8	21	88%

合計	23	17	27	27	71	103%

3 研究科を合計すれば、3 年平均で 103%の充足率となっている。

新研究科の博士後期課程定員は 44 名を計画しており、約 1.9 倍の定員増である。学生定員確保の見通しは次の通りである。

(1) 工学研究科（建築学専攻）では、平成 6 年度後期から社会人特別選抜制度を導入し、既に毎年 1、2 名の社会人が入学している。また教育学研究科においては、平成 8 年度から社会人への再教育、リカレント教育を導入した。その結果、修士課程入学者は、平成 8 年、9 年が 30 名、19 名と非常に多く、その大半の者が博士後期課程への入学を希望している。実際に、どれだけの博士後期課程への進学ニーズがあるかを現在修士課程に入学している社会人を対象に調査したところ、資料 4 に示す発言に現れているように、博士後期課程進学を希望する者が多い（回答率；86.2%（25／29））。しかしまだ博士後期課程への門戸は開いてはいない。他方、スクールカウンセリングや病院臨床に携わる社会人のカウンセラー希望者は非常に多く、社会人からの博士後期課程入学に対する問い合わせもかなりある。その意味では、こうした社会人のニーズに応えるような教育システムを開設するならば、かなり多くの博士後期課程入学者が見込まれる。

(2) 国際化や情報化社会の進展に伴い、最近博士後期課程の重要性が社会的にも理解され、学生の間にも進学の気運が高まってきており、今度ますます進学率が高まると予想される。

(3) 主にアジア地区からの博士後期課程への留学希望が殺到しているが、これまではいろいろな理由（語学力や就職問題、期間内の学位取得にたいする問題、教育環境の不十分さなど）からそのかなりの部分をお断りしている状況である。大学移転後はスペースの問題も解消されるので、優秀な留学生をできるだけ多く受け入れることは、知的刺激の活性化の面のみでなく、国際貢献の面からも重要と考えている。

10. 大学院学生の研究室（自習室）等の考え方

大学院学生の研究室（実習室）等については、既存の施設・設備等を使用することとする。大学院学生の研究室（自習室）は 52 室を予定しており、総面積は 1,713m²、収容人員は約 240 名である。なお、不足分については、本研究科専用の演習室 5 室（面積 603 m²、約 90 名収容可能）を整備して開放することとしている。また機械・器具等は 1,487 点、図書・学術雑誌は 115,124 冊を整備しており、学生の学習環境としては十分な条件を具えている。

11. 修了後の進路及びその見通し

本研究科の母体となっている教育学研究科（心理学専攻、教育学専攻）、文学研究科（心理学専攻、社会学専攻）、工学研究科（建築学専攻）の求人状況及び就職先を資料 5 以下に示す。

本研究科の修了者の主な就職先としては、

(1)大学の研究者
(2)ソフトウェア関連会社
(3)調査会社（市場調査、世論調査）
(4)マスコミ（新聞社、テレビ局）
(5)シンクタンク
(6)政府関連機関及び地方自治体（国家公務員、地方公務員など）
(7)教員（専門学校、中学校・高校教員）
(8)心理専門職員（家庭裁判所調査官、法務局矯正教官など）
(9)都市プランナー（設計事務所）
(10)健康・スポーツの関連施設での指導員

などがある。それぞれの就職先では、研究部門や開発部門で指導的な役割を果たす研究者・技術者としての活躍が期待される。

なお、本研究科を構成する

○都市共生デザイン専攻を修了した者は主に資料 5 以下に示す建築学関係の職種や心理学関係の職種に就職していくことが期待される。

○人間共生システム専攻を修了した者は主に資料 5 以下に示す心理学関係、その中でも病院臨床心理士やスクールカウンセラー、あるいは社会学関係、その中でも福祉学関係の職種に就職していくことが期待される。

○行動システム専攻を修了した者は主に資料 5 以下に示す心理学関係の職種や健康科学関係の職種に就職していくことが期特される。

○発達・社会システム専攻を修了した者は主に資料 5 以下に示す教育学関係の職種や社会学関係の職種に就職していくことが期待される。

○空間システム専攻を修了した者は主に資料 5 以下に示す建築学関係の職種や心理学関係の職種に就職していくことが期待される。

教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の実施について

1. 趣旨・目的

今日における時代と社会の急速な変化は、人間の発達とそこで生きる環境にも多

大な積極的また消極的なインパクトを与えてきている。学校においては、いじめ・不登校や学校不適応の増大といった深刻な教育病理は無論のこと、少子化の進展による都市型小規模校の増加をはじめ、基本的には情報化・国際化・生涯学習社会の進展によるめまぐるしいほどの教育環境への対応などにもかなり苦慮をしなければならない時代となっている。

一方、成人の生活環境においても、親の家庭教育力の低下、団体の指導者不足、ボランティア人材養成の欠如など、解決が要請されている問題が山積している。

人間環境学研究科では、このような人間環境の状況を踏まえ、発達・社会システム専攻の中に、学校教育分野においては学校改善コースを、社会教育分野においては地域づくりにおける成人教育計画コースを設けて、現実問題への解決能力を兼ね備えた高度専門職業人と研究者の養成を図ることにした。この二つのいずれの分野においても、今日求められている人材は、学校改善を促進し、また生涯学習振興の計画立案に関わる高度な専門的識見をもった優れた指導者であって、こうした人々の職能成長の発達保証を本研究科の修士・博士後期課程において行うものである。

両分野における優れた指導者とは、たとえば学校教育分野においては教育長・校長・指導主事など、また社会教育分野においては社会教育主事を更に指導できる人材などを直接的には指しているが、これらの指導者を更に大学・短期大学において指導する研究者の養成にも焦点を当てている。従来、この種の人材養成は、我が国の場合、学校及び社会教育の各現場では、教育行政（県・市）が一方伝達的な研修の形態で行ってきてはいたが、いずれも系統性・科学性が乏しく、研究の理論的、方法論的根拠に欠けるものであったことは繰り返し研究者や実践担当者からも指摘されてきたことである。人間の発達の変化と新しい教育環境とを対応させ、学校と社会教育のそれぞれの現状を改革していくことのできる、高度にして新しい指導的人材の発掘には、この種の分野でのリーダーシップをとるべく職能成長の発達を遂げている人の存在が大いに期待される。

さらに、本研究科では、西日本の大学や短期大学に教員として勤務している教育学関係の研究者の学位（特に博士）の取得のために道を開くものである。そのために、広領域において理論と実践とを統合できるような授業科目を教育学関連の全教員の担当によって設定している。こうした人材の養成には、教育行政関係（福岡県、市町村）とのカリキュラム開発及び実際の授業担当での連携が必要であるので、この点での了解もすでにできている。

なお、人間環境学研究科の母体である教育学研究科では、すでに平成 8・9 年度において 49 名（学校改善コース 39 名、成人教育計画コース 10 名）の社会人受入れの実績をもっている。新設の人間環境学研究科においては、学校の現職者、社会教育の現職者、大学関係の研究者という、いずれも勤務形態を異にする社会人をよ

りよい条件下において確保するために、大学院設置基準第 14 条教育方法の特例を導入し、昼夜間開講制を実施することにした。これによって、社会人の同研究科への入学と教育研究の実践をより一層円滑化することが可能となる。

2. 修業年限

教育方法の特例の適用を希望する者の修業年限は、修士課程は 2 年、博士後期課程の標準年限は 3 年とする。

3. 履修指導・研究指導の方法、授業の実施方法

本研究科の教育は別に定める授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（指導教官制）によって行うが、特例による夜間の授業の実施方法については以下のとおりとする。

原則として、昼（通常の授業時間帯）・夜間（月－金　毎日 18 時 30 分以降 2 時限分）双方の受講を認めるが、この他にも土曜日及び夏季・冬季の休業期間中にも開講（集中方式）する。

4. 教員の負担の程度

大学院専任担当教員（教授、助教授）を配置するとともに、関係全教員が授業を担当するので、過重な負担にはならず、特例実施への対応は比較的容易である。

5. 図書館などの施設の利用

図書室の利用時間は、平日の 9：00～17：00 であるが、週 3 日は 20：00 まで延長している。また、中央図書館は夜間 20：00 まで開館している。さらに、大型計算機センターは 24 時間利用可能である。

6. 学生の厚生に対する配慮

学内食堂は（中央生協）平日 18：30 まで利用でき、これ以外の時間においても、大学周辺に食堂がある。また、福岡市のほぼ中央東にあって通学に交通上極めて便利である。

救急施設は学内の健康科学センターがあり、市内にも救急病院の施設がある。

7. 必要な職員の配置

勤務時間の割り振りによって事務職員を配置する。

8. 学生の確保の見通し

現職教員を内地留学生として受け入れる制度の利用及び在職校における職務専念義務の免除、職務の軽減等によって現職職員の研修の便宜を図るよう、福岡県教育委員会、福岡市教育委員会、北九州市教育委員会及び近隣の県、各市・町・村教育委員会の関係機関に協力を依頼した。

教育委員会においても、現職教員や社会教育関係者の資質能力の向上を図る上からも、本研究科が教育方法の特例を実施することに積極的な理解を示している。さらに、福岡県・福岡市双方の教育委員会と本学との連携による理論と実践の総合カリキュラムの開発や学校指導者のインターン（実習）など、従来の単なる受け入れとしての特例適用のみでなく、一歩踏み込んだ内容の協働体制による現職者の研修の機会となるように考慮していることもあり、現職教員の進学希望者の増加と質の向上とが合わせて見込まれている。

また、生涯学習社会の発展に伴い、現職教員のみならず、特に成人教育計画コースにおいては一般社会人からの入学希望者の増加も期待できる。

9. 入学者選抜方法

現職教員又は社会人で教育方法の特例を受けようとする者に対しての選抜方法は次のとおりとする。

〔修士課程〕

選抜方法は、推薦入試と一般入試に分けて行う。

(1)　出願資格

推薦入試:九州大学大学院学則第 21 条に定める入学資格の一に該当する者で、かつ、出願時に学校あるいは社会教育関係の職に 5 年以上在職している者で、教育委員会又は所属長から推薦された者

一般入試:九州大学大学院学則第 21 条に定める入学資格の一に該当する者で、かつ、出願時に社会的活動を 3 年以上経験している者

(2)　募集人員：若干名

(3)　考査方法：専門科目、小論文又は外国語（英語）
口述試験（研究計画書及び専攻分野等について実施）
書類審査

〔博士後期課程〕

(1)　出願資格

九州大学大学院学則第 22 条に定める入学資格の一に該当する者で、かつ出願時に教育に関する社会的活動を 5 年以上経験している者

(2)　募集人員：若干名

(3)　考査方法：外国語（英語・独語・仏語から 1 ヶ国語選択）

口述試験（提出論文、研究計画書及び専攻分野等について実施）
書類審査

10. 必要とされる分野（博士課程）

教育現場において学校の内外で指導力を発揮する人材（たとえば指導主事・校長・教育長をはじめ、地域における社会教育の研究の中心的役割を果たす担当主事の指導者、さらに大学・短大において現職教員を指導する研究者など）には、深い研究能力と指導能力が今日一層要求されているので、これらの人材の養成には、修士課程に加えて博士後期課程での理論と実践との統一を図る研究が必須となる。

11. 教員組織の整備状況

大学院専任担当教員を配置するとともに、関係全教員が授業を担当するので、教育研究上問題はない。

〔後略〕

664　国立学校設置法施行令の一部を改正する政令（大学院人間環境学研究科設置）

（『官報』号外第 60 号　1998（平成 10）年 3 月 27 日）

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成十年三月二十七日

内閣総理大臣　橋本龍太郎

政令第六十九号

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第二項及び第三条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立学校設置法施行令（昭和五十九年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第二条の表〔中略〕九州大学の項中「教育学研究科」を「人間環境学研究科」に、「農学研究科」を「生物資源環境科学研究科」に〔中略〕改める。

〔中略〕

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成十年四月一日から施行する。

〔中略〕

3　〔中略〕九州大学の大学院の教育学研究科〔中略〕は、改正後の第二条の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

文部大臣　町村　信孝

内閣総理大臣　橋本龍太郎

〔註〕原本縦書き。

665　九州大学大学院人間環境学研究科規則

（1998（平成 10）年 4 月 1 日制定）

九州大学大学院人間環境学研究科規則

（趣旨）

第一条　この規則は、九州大学大学院学則（昭和五十年五月二十日施行。以下「学則」という。）及び九州大学学位規則（昭和三十二年十一月十九日施行）により各研究科において定めるよう規定されている事項及び九州大学大学院人間環境学研究科（以下「本研究科」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（入学の考査）

第二条　入学の考査は、学力検査、健康診断、出身大学の調査書その他本研究科の定める資料により行うものとする。

（学期）

第三条　一学年を次の二学期に分ける。

前学期　四月一日から九月三十日まで

後学期　十月一日から翌年三月三十一日まで

（授業及び研究指導）

第四条　本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目、単位、履修の方法、試験等）

第五条　授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

2　前項の規定にかかわらず、人間環境学研究科長（以下「本研究科長」という。）は、本研究科教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第六条　学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を本研究科長に届け出なければならない。

2　指導教官が必要と認めるときは、他の専攻若しくは研究科又は学部の課程における授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3　前項の規定により修得した単位は、本研究科教授会において特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第七条　履修した授業科目については、当該授業科目の授業が終了した後に成績評価を行う。

2　各授業科目の成績は、A、B、C 及び D の四種の評語をもって表示し、A、B 及び C をもって合格とする。

第八条　前条第一項の合格の認定を受けた授業科目については、本研究科教授会において所定の単位を与える。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第九条　本研究科長は、指導教官が教育上有益と認めるときは、学生が本研究科の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2　前項の規定により修得した単位は、本研究科教授会において、十単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3　本研究科長は、指導教官が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

第十条　外国の大学の大学院に留学した期間（本研究科教授会が承認した大学の大学院及び期間に限る。）は、第十二条又は第十三条の課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

2　前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本研究科教授会において、十単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第十一条　第九条第二項及び前条第二項の規定により課程修了の要件として認定できる単位数は、あわせて十単位を超えることができない。

（修士課程の修了要件）

第十二条　本研究科の修士課程の修了要件は、修士課程に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本研究科教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に一年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第十三条　本研究科の博士課程の修了要件は、博士課程に五年（修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、四十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本研究科教授会が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に三年（修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものと

する。

2　前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「五年（修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に三年を加えた期間」と、「三年（修士課程を修了した者にあっては、当該課程における二年の在学期間を含む。）」とあるのは「三年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3　前二項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条の二の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に三年以上在学し、十単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、本研究科教授会が認めるときは、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に一年以上在学すれば足りるものとする。

（修士論文の提出）

第十四条　修士論文は、在学期間中、本研究科教授会の定める期日までに、本研究科長に提出するものとする。

（博士論文の提出）

第十五条　博士論文は、博士後期課程に二年以上在学し、十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上提出するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げた者は、在学期間が二年に満たなくても論文を提出することができる。

（科目等履修生）

第十六条　科目等履修生として入学を志願できる者は、学則第二十一条各号（第五号を除く。）に定める者とする。

第十七条　科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本研究科長に願い出なければならない。

2　本研究科長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第十八条　科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2　前項の単位の授与については、第七条及び第八条の規定を準用する。

第十九条　本研究科長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第二十条　この規則に定めるもののほか、本研究科の入学、教育課程、課程修了等について必要な事項は、本研究科教授会において定める。

附　則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項、第六条第三項、第八条、第九条第二項、第十条、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十四条並びに第二十条の規定は、平成十年四月九日から施行する。

別表

一　履修方法

（1）修士課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について必修科目八単位、当該専攻又は他の専攻に係る授業科目について選択科目二十二単位以上計三十単位以上を修得しなければならない。

（2）博士後期課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について必修科目六単位、当該専攻又は他の専攻に係る授業科目について選択科目四単位以上計十単位以上を修得しなければならない。

二　授業科目

（1）修士課程

○都市共生デザイン専攻

授業科目	単位数
必修	
特別研究	八
選択	
都市災害管理学特講	二
海外都市災害特論	二
海外都市災害特論演習	二
都市防災計画特論演習	二
災害予測法特論	二
災害予測法特論演習	二
災害情報管理学特論	二
災害情報管理学特論演習	二
安全制御管理学特論	二

安全制御管理学特論演習	二
耐震管理学特論	二
耐震管理学特論演習	二
都市環境管理学特論	二
アーバンデザイン学特講	二
海外都市計画特論	二
コミュニティ計画学特論	二
都市設計学特論	二
アメニティデザイン特論	二
景観設計学特論	二
環境心理学特論	二
アメニティ心理学演習	二
環境プランニングセミナー	二
環境メディア特論	二
アーバンデザインセミナー	二
アーバンデザインスタジオ	四

○人間共生システム専攻

授業科目	単位数
必修	
特別研究	八
選択	
心理臨床学特講	二
心理臨床学特論	二
生涯発達学	二
発達臨床学	二
乳幼児発達障害学	二
発達アセスメント	二
精神分析学	二
臨床心理学	二
体験的心理療法論	二
臨床コミュニティ心理学	二
リハビリティション心理学	二

集団心理療法学	二
コミュニケーション障害学	二
学生相談学	二
教育臨床心理学	二
事例研究法	二
障害心理臨床学	二
臨床人格心理学	二
臨床動作学	二
カウンセリング演習Ⅰ	二
カウンセリング演習Ⅱ	二
心理臨床演習Ⅰ	二
心理臨床演習Ⅱ	二
心理査定学	二
心理療法論	二
共生社会学特講	二
文化人類学特講	二
コミュニティ構造論	二
コミュニティ行動論	二
都市社会学	二
環境人類学	二
エスニシティ論	二
福祉社会学	二
地域福祉学	二
大脳生理学概説	二

○行動システム専攻

授業科目	単位数
必修	
特別研究	八
選択	
人間行動学特講	二
人間行動学特論	二
心理学研究法特講	二

心理学研究法特論	二
心理データ解析学	二
生理心理学	二
知覚心理学	二
空間認知学	二
感性認知学	二
感性測定学	二
記憶心理学	二
応用認知心理学	二
発達心理学	二
発達評価学	二
認知発達心理学	二
行動発達心理学	二
教授・学習課程心理学	二
自己心理学	二
対人関係学	二
対人行動学	二
集団力学	二
組織心理学	二
社会心理学	二
心理測定学	二
健康行動学特論	二
運動心理学	二
スポーツ心理学	二
遊び・スポーツ文化学	二
スポーツ社会学	二
身体構成学	二
運動生理学	二
環境適応学	二
健康疫学	二
運動処方論	二

○発達・社会システム専攻

授業科目	単位数
必修	
特別研究	八
選択	
教育経営学演習	二
学校改善の理論	二
学校指導者論	二
教育課程経営論	二
教育法制論Ⅰ	二
教育法制論Ⅱ	二
教育行政論	二
生涯学習論Ⅰ	二
生涯学習論Ⅱ	二
地域生涯学習計画論	二
社会教育思想論Ⅰ	二
社会教育思想論Ⅱ	二
社会教育の組織と体制	二
社会教育方法論	二
教育社会学方法論Ⅰ	二
教育社会学方法論Ⅱ	二
地域教育社会学	二
発達社会学	二
教育組織社会学	二
教育計画の社会学	二
教育社会史	二
教育社会史方法論	二
学校教育史	二
教育文化史Ⅰ	二
教育文化史Ⅱ	二
教育関係史	二
比較国際教育学Ⅰ	二
比較国際教育学Ⅱ	二

国際教育改革論	二
アジア教育制度論 I	二
アジア教育制度論 II	二
問題比較教育論	二
比較教育文化論 I	二
比較教育文化論 II	二
アジアの教育	二
異文化間教育論 I	二
異文化間教育論 II	二
異文化理解の教育	二
教育人類学 I	二
教育人類学 II	二
子ども文化論	二
教育人間学	二
解釈学的教育学	二
人間形成論	二
現代教育思想論 I	二
現代教育思想論 II	二
教育科学論	二
教育情報工学	二
メディア教育論演習	二
教育技術論	二
学習指導関係論	二
教育技術論	二
学習指導関係論	二
学習指導関係	二
計量社会学	二
社会調査論	二
理論社会学	二
社会システム論	二
地域社会学	二
地域社会計画論	二

開発社会学	二
比較宗教学	二
ジェンダー論	二
教育環境心理学	四
人間発達論	四
認知発達心理論	二

○空間システム専攻

授業科目	単位数
必修	
特別研究	八
選択	
建築計画学特講	二
建築史学特論	二
建築意匠特論	二
居住計画学特論	二
建築計画学演習	二
建築デザインスタジオ	四
建築プランニングスタジオ	四
建築環境学特講	二
空間環境計画学特論	二
環境計画演習及び実験	二
建築環境システム学特論	二
建築環境システム学演習	二
建築エネルギー管理計画演習	四
建築音響照明特論	二
建築構造学特講	二
建築構造計画学特論	二
建築材料学特論	二
建築構造力学特論	二
建築構造解析学特論	二
建築耐震構造学特論	二
建築施工学特論	二

建築構造学演習及び実験	二
建築施工マネージメント特論	二
建築材料品質管理特論	二
建築構造設計演習	四
建築構造学解析演習	二

(2) 博士後期課程

○都市共生デザイン専攻

授業科目	単位数
必修	
博士論文指導演習	六
選択	
災害管理学講究	四
災害情報管理学講究	四
安全制御管理学講究	四
都市環境管理学講究	四
都市計画学講究	四
コミュニティ計画学講究	四
都市設計学講究	四
景観設計学講究	四
環境心理学講究	四
環境メディア学講究	四

○人間共生システム専攻

授業科目	単位数
必修	
博士論文指導演習	六
選択	
生涯発達学講究	四
発達臨床学講究	四
精神分析学講究	四
集団心理療法学講究	四
障害心理臨床学講究	四
体験的心理療法論講究	四
教育臨床心理学講究	四

学生相談学講究	四
コミュニケーション障害学講究	四
臨床人格心理学講究	四
コミュニティ論講究	四
異文化交流講究	四
福祉社会学講究	四
福祉まちづくり演習	二

○行動システム専攻

授業科目	単位数
必修	
博士論文指導演習	六
選択	
知覚心理学講究	四
感性認知学講究	四
記憶心理学講究	四
発達心理学講究	四
認知発達心理学講究	四
行動発達心理学講究	四
自己・対人関係学講究	四
集団力学講究	四
社会心理学講究	四
心理データ解析学講究	四
運動心理学講究	四
スポーツ心理学講究	四
遊び・スポーツ文化学講究	四
スポーツ社会学講究	四
身体構成学講究	四
運動生理学講究	四
環境適応学講究	四
健康疫学講究	四
運動処方論講究	四

○発達・社会システム専攻

授業科目	単位数
必修	
博士論文指導演習	六
選択	
教育経営学講究	四
教育法制論講究	四
地域教育社会学講究	四
教育組織社会学講究	四
生涯学習論講究	四
社会教育思想論講究	四
教育社会史講究	四
比較国際教育学講究	四
比較教育文化論講究	四
異文化間教育論講究	四
教育人類学講究	四
教育人間学講究	四
現代教育思想論講究	四
教育情報工学講究	四
理論社会学講究	四
計量社会学講究	四
地域社会学講究	四
宗教人類学講究	四

○空間システム専攻

授業科目	単位数
必修	
博士論文指導演習	六
選択	
建築計画学講究	四
居住計画学講究	四
建築史学講究	四
建築意匠論講究	四
建築音響学講究	四

建築照明学講究	四
建築環境システム学講究	四
建築設備学講究	四
建築構造学講究	四
建築構造力学講究	四
建築構造解析講究	四
建築先端構造講究	四
建築材料学講究	四
建築施工学講究	四

〔註〕『九州大学規則集』　2002（平成 14）年 10 月 1 日現在。原本縦書き。

第 2 節　九州大学の大学院重点化

666　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（医学部・工学部の大学院重点化）

（『官報』号外第 60 号　1997（平成 9）年 3 月 31 日）

○文部省令第十五号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第六条の二及び第七条の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年三月三十一日　　文部大臣　小杉　隆

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和三十九年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中〔中略〕「九州大学大学院薬学研究科」を

「九州大学大学院薬学研究科

九州大学大学院工学研究科」

〔中略〕に改める。

〔中略〕

別表第八十一医学部の項中「○解剖学第一　○解剖学第二」、「○放射線基礎医学」、「○婦人科学産科学　○小児科学」、「○整形外科学　○小児外科学」、「○眼科学」及び「○麻酔・蘇生学」を削り、「○臨床検査

医学」を「○臨床検査医学
医学入門
医学生物学
生命基礎医学
疫病基礎医学
臨床医学
医学総合講義
臨床医学実習
総合医科学　」に改め、同表工学部の項中

「化学機械工学科
○化学機械工学第一
工業物理化学
○化学機械工学第二
反応操作学
○化学機械工学第三
単位操作学
○化学機械工学第四
熱操作学
○化学機械工学第五
流体操作学
○化学機械工学第六
化学装置設計
○化学機械工学第七
プロセス制御学　及び
応用物質科学科
○応用無機化学
○応用有機化学
○機能物質化学
○機能材料化学
○機能表面化学
○応用分析化学
○応用物理化学
○量子物性化学
○分子機能設計学
○人工酵素化学
○分子システム設計学
○生体高分子化学
○分子情報システム学 」

「材料工学科
○材料工学第一
材料反応制御学
○材料工学第二
材料電気化学
○材料工学第三
材料複合工学
○材料工学第四
材料変形工学
○材料工学第五
材料物理化学
○材料工学第六
材料組織学
○材料工学第七
構造材料工学
○材料工学第八
機能材料工学
○材料工学第九
表面及び薄膜工学」を削り、

「○応用原子核工学第六
原子力機械工学」を「○応用原子核工学第六
原子力機械工学
物質科学工学科
化学プロセス・生命工学
応用化学
材料科学工学」に改め、「○化学環境工学」を削り、同表医学系研究科の項中「○医療システム学」を「○構造解析学
○医学生物物理学
○構造機能医学
○小児医学
○生殖常態病態学
○医療システム学」に改め、同表薬学研究科の項の次に次のように加える。

工学研究科
○応用無機化学
○機能設計化学
○生体機能化学
○バイオミメティクス
○材料反応プロセス工学
○材料加工科学
○材料化学工学
○分子組織化学
○機能物性化学
○材料組織科学
○機能材料工学
○分子システム化学
○分子情報化学
○バイオプロセス化学
○生物化学工学
○環境調和システム工学

別表第八十二芸術工学部の項を次のように改める。

芸術工学部
環境設計学科

○環境論
○環境計画設計
○環境システム
工業設計学科
○人間工学
○インダストリアルデザイン
○知的機能工学
画像設計学科
○視覚学
○視覚芸術学
○画像工学
音響設計学科
○音文化学
○音響環境学
○音響情報学
芸術情報設計学科
○芸術文化論
○メディア設計学
○情報環境学
（共通講座）
○システム工学
○情報工学
〔中略〕
附　則
1　この省令は、平成九年四月一日から施行する。
2　〔中略〕九州大学工学部化学機械工学科、応用物質化学科及び材料工学科〔中略〕は、改正後の〔中略〕別表第八十一、別表第八十二〔中略〕の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
〔註〕原本縦書き。

667　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（工学部・農学部の大学院重点化）

（『官報』号外第 64 号　1998（平成 10）年 3 月 31 日）

○文部省令第八号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第六条の二及び第七条の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年三月三十一日　　文部大臣　町村　信孝

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和三十九年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中〔中略〕「九州大学大学院農学研究科」を「九州大学大学院生物資源環境科学研究科」〔中略〕に改める。

〔中略〕

別表第八十一工学部の項中「建設都市工学科」、「資源工学科」、「船舶海洋システム工学科」及び「応用原子核工学科」を削り、「　材料化学工学」を「　材料化学工学　地球環境工学科　エネルギー科学科」に改め、同表農学部の項中「農学科」を「生物資源環境学科」に改め、「農芸化学科」、「林学科」、「水産学科」、「農業工学科」、「畜産学科」、「農政経済学科」、「林産学科」、「食糧化学工学科」を削り、「農学研究科」を「生物資源環境科学研究科」に改める。

〔中略〕

附　則

1　この省令は、平成十年四月一日から施行する。

2　〔中略〕九州大学の工学部の建築都市工学科、船舶海洋システム工学科、資源工学科及び応用原子核工学科、平成十年三月三十一日に同大学の農学部に置かれている学科〔中略〕は、改正後の〔中略〕別表第八十一〔中略〕の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

〔註〕原本縦書き。

668　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（理学部・医学部・工学部・農学部の大学院重点化）

（『官報』号外特第６号　1998（平成 10）年４月９日）

○文部省令第二十二号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第六条の二及び第七条の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十年四月九日　　文部大臣　町村　信孝

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和三十九年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中〔中略〕「愛媛大学大学院連合農学研究科」を「愛媛大学大学院連合農学研究科
九州大学大学院人間環境学研究科」に、「九州大学大学院法学研究科」を「九州大学大学院法学研究科
九州大学大学院理学研究科」〔中略〕に改める。

〔中略〕別表第八十一工学部の項を次のように改める。

工学部

建築学科

建築学

電気情報工学科

電気情報工学

機械工学科

○機械力学

○固体力学

○材料強度学

○機械材料学

○精密加工学

○流動工学

○応用熱力学

○計算力学

○設計工学

知能機械工学科

○システム数理

○システム制御

○機械環境アメニティ

○メカトロニクス

○流体制御

○設計システム

○材料加工学

○加工システム

機械エネルギー工学科

○流体工学

○反応性ガス力学

○伝熱工学

○トライポロジー

○熱エネルギー利用工学

○エンジンシステム

○蒸気動力システム

航空工学科

○流体力学

○強度振動学

○推進エネルギー変換工学

○誘導・制御工学

○飛行力学

○軽構造システム工学

○航行システム工学

物質科学工学科

化学プロセス・生命工学

応用化学

材料科学工学

地球環境工学科

建設都市工学

船舶海洋システム工学

資源工学

エネルギー科学科

エネルギー科学

（共通講座）

○力学第一

○物質情報学

○図形情報学

一般電気工学

工業数学

別表八十一農学部の項目中「○農学第一
○農学第二
○園芸学
○栽培学
○植物病理学
○昆虫学
○蚕学
○土壌学
○植物栄養・肥料学
○土壌微生物学　」、「○農薬化学」、「○農林生物物理学」及び「○動物学」を削り、「　○食品衛生化学」を「　○食品衛生化学
生物資源生産科学
応用生物科学
地球森林科学
動物生産科学
人間環境学研究科
○アーバンデザイン学
○都市災害管理学
○共生社会システム学
○心理臨床学
○心理学
○教育社会計画学
○国際教育環境学
○社会学
○建築計画学
○建築環境学
○建築構造学　」に改める。

別表第八十一法学研究科の項の次に次のように加える。

理学研究科
○粒子宇宙論
○粒子物理学
○多体系基礎論
○有機化学系

○物理化学系
○生物化学系
○凝縮系基礎論
○複雑系科学
○量子物性科学
○集合系無機化学
○集合系分子化学
○集合系物理化学

別表第八十一医学系研究科の項中「○生殖常態病態学」を「○生殖常態病態学
○病理学
○微生物免疫学
○内科学
○外科学」に改める。

別表第八十一工学研究科の項中「○環境調和システム工学」を「○環境調和システム工学
○建設材料工学
○建設設計工学
○防災地盤工学
○都市システム計画学
○環境デザイン工学
○都市環境工学
○沿岸海洋工学
○船舶海洋性能工学
○船舶海洋構造工学
○地球工学
○資源システム工学
○エネルギー資源工学
○エネルギーシステム工学
○量子機能工学
○物理デバイス工学」に改める。

別表第八十一生物資源環境科学研究科の項を次のように改める。

生物資源環境科学研究科
○生物保護管理学
○遺伝育種学

○植物保護防疫学
○動物昆虫学
○植物機能利用学
○農業植物科学
○植物生産科学

別表第八十一総合理工学研究科の項を次のように改める。

総合理工学研究科
○電気プロセス工学
○光機能材料工学
○量子物性学
○固体表面科学
○固体材料設計学
○分子物性計測学
○高密度エネルギー理工学
○先端エネルギーシステム開発学
○流動熱工学
○熱環境工学
○流体環境学

〔中略〕

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

〔註〕原本縦書き。

669　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（法学部・理学部・医学部・薬学部・工学部・農学部の大学院重点化）

（『官報』号外第 61 号　1999（平成 11）年 3 月 31 日）

○文部省令第十三号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第六条の二及び第七条第二項の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年三月三十一日　　文部大臣　有馬　朗人

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和三十九年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第八十一法学部の項を次のように改める。

法学部

基礎法学

公法学

民刑事法学

政治学

別表第八十一理学部の項を次のように改める。

理学部

物理学科

情報理学

物理学

化学科

化学

地球惑星科学科

地球惑星科学

数学科

数学

生物学科

生物学

別表第八十一医学部の項中「○薬理学」、「○臨床薬理学」、「○生理学第一」、「○生理学第二」、「○生化学第一」、「○生化学第二」、「○法医学」、「○衛生学」、「○公衆衛生学」、「○外科学第二」及び「○臨床検査医学」を削り、「総合医科学」を「総合医科学
社会医学　」に改め、同表歯学部の項中「○歯科放射線学」を「○歯科放射線学
○歯科麻酔学　」に改め、同表薬学部の項を次のように改める。

薬学部

総合薬学科

総合薬学

別表第八十一工学部の項を次のように改める。

工学部

建築学科

建築学

電気情報工学科

電気情報工学

物質科学工学科
化学プロセス・生命工学
応用化学
材料科学工学
地球環境工学科
建設都市工学
船舶海洋システム工学
資源工学
エネルギー科学科
エネルギー科学
機械航空工学科
機械工学
航空宇宙工学
（共通講座）
○物質情報学
一般電気工学
工業数学

別表第八十一農学部の項中「○発酵学」、「○生物化学」、「○水産学第一」、「○水産学第二」、「○水産化学第一」、「○水産化学第二」、「○水産増殖環境学」、「○畜産学第一」、「○畜産学第二」、「○畜産製造学」「○飼料学」「○経済学・農政学第一」、「○経済学・農政学第二」、「○農業計算学」、「○農学第三」、「○農産物流通学」、「○栄養化学」、「○食糧化学」、「○食品分析学」、「○食品製造工学」、「○微生物工学」及び「○食品衛生化学」を削り、同表法学研究科の項を次のように改める。

法学研究科
○法文化学
○法史学
○法動態学
○公法学
○社会法学
○民事法学
○刑事法学
○国際関係法学
○政治学基礎
○政治動態分析

別表第八十一理学研究科の項中「○集合系物理化学」を「○集合系物理化学
○生物圏進化学
○太陽惑星系科学
○流体圏科学
○物質循環科学
○固体地球惑星物理学
○動態生物学
○情報生物学
○分子集団遺伝学
○生体物理化学
○生体高分子学　　」

に改め、同表医学系研究科の項中「○医療システム学」を「○生理科学
○生化学
○薬理学　　に改め、
○社会医学
○医療社会学」

同表薬学研究科の項を次のように改める。

薬学研究科

○臨床薬学

○生命薬学

○生体分子情報学

○医薬化学

別表第八十一工学研究科の項中「○物理デバイス工学」を「○物理デバイス工学
○機械強度学
○熱流体物理
○流体工学
○熱工学
○燃焼科学
○材料・生体機能学
○システム制御
○力学システム
○加工プロセス
○図形・計算情報学
○航空宇宙熱・流体力学
○航空宇宙機構造強度
○航行ダイナミクス
○宇宙システム工学　　」

に改め、同表生物資源環境科学研究科の項中「○植物生産科学」を

「○植物生産科学
　○生物機能制御学
　○生物機能化学
　○食品バイオ工学
　○応用微生物学
　○海洋生命化学　　に改める。
　○高次動物生産システム学
　○家畜生産学
　○海洋生物生産学
　○国際農業資源開発・経営経済学
　○農業関連産業組織学　　」

〔中略〕

附　則

1　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2　〔中略〕平成十一年三月三十一日に九州大学の薬学部に置かれている学科、同大学の工学部の機械工学科、知能機械工学科、機械エネルギー工学科及び航空工学科、〔中略〕改正後の〔中略〕別表第八十一〔中略〕の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

〔註〕原本縦書き。

670　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（文学部・経済学部・歯学部の大学院重点化）

（『官報』号外第 62 号　2000（平成 12）年 3 月 31 日）

○文部省令第二十八号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第六条の二及び第七条第二項の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日　　文部大臣　中曽根弘文

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令（昭和三十九年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一項中〔中略〕「九州大学大学院人間環境学研究科」、「九州大学大学院法学研究科」、

「九州大学大学院理学研究科」、「九州大学大学院医学系研究科」、「九州大学大学院薬学研究科」、「九州大学大学院工学研究科」、「九州大学大学院システム情報科学研究科」、「九州大学大学院生物資源環境科学研究科」、「九州大学大学院総合理工学研究科」、「九州大学大学院比較社会文化研究科」及び「九州大学大学院数理学研究科」を削り、〔中略〕

別表第八十一文学部の項を次のように改める。

文学部

人文学科

哲学

歴史学

文学

人間科学

別表第八十一教育学部の項中「○教育学」及び「○障害児童学」を削り、同表経済学部の項を次のように改める。

経済学部

経済・経営学科

経済・経営学

経済工学科

経済工学

別表第八十一理学部の項中「科学科」を「化学科」に改め、同表歯学部の項を次のように改める。

歯学部

歯学科

歯科医学総論

口腔基礎常態学

口腔基礎病態学

口腔保健学

臨床歯学

別表第八十一工学部の項中「○物質情報学」を削り、同表農学部の項中「○林学第一」、「○林学第二」、「○林学第三」、「○林学第四」、「○灌漑利水工学」、「○排水干拓工学」、「土質理工学」、「○農業気象学」、「○農業機械学」、「○農産機械工学」、「○木材理学」、「○木材工学」、「○木材化学」、「○木材化学工学」及び「○高分子材料学」を削り、同表人間環境学研究科、法学研究科、理学研究科、医学系研究科、薬学研究科、工学研究科、システム情報科学研究科、生物資源環境科学研究科、比較社会文化研究科、数理学研究科及び総合理工学研究科の項を削る。

〔中略〕

附　則

1　この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2　〔中略〕平成十二年三月三十一日に九州大学の文学部の学科、同大学の経済学部の経済学科及び経営学科〔中略〕は、改正後の〔中略〕別表第八十一〔中略〕の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

〔註〕原本縦書き。

671　大学院重点化に伴う研究科長、学部長及び評議員の取扱いに関する申合せ

（「第 1304 回評議会記録」　1999（平成 11）年 2 月 19 日）

大学院重点化に伴う研究科長、学部長及び評議員の取扱いに関する申合せ

（平成 11 年 2 月 19 日評議会決定）

大学院重点化に伴う研究科長、学部長及び評議員の取扱いについては、次のとおりとする。

1　研究科長及び学部長の取扱い

1　大学院重点化が完了した研究科の研究科長は、当該研究科が兼担する学部の学部長を兼ねるものとする。なお複数の研究科が 1 つの学部を兼担する場合、当該学部の学部長を兼ねる研究科長は、選出方法等も含め関係部局の協議により定めるものとする。

2　大学院人間環境学研究科は、教育学、人間科学及び建築学等の異なる分野から構成された学際的な独立研究科であることから、同研究科長が教育学部長を兼ねることは適当ではないので、それぞれ大学院人間環境学研究科長及び教育学部長を選出し、大学の管理運営等に参画させるものとし、今後、教育学部の組織変更があったときは、その時点で見直すものとする。

2　評議員の取扱い

1　大学院重点化が完了した研究科（独立研究科を除く。）は評議員（2 人）を選出するものとし、当該評議員は当該研究科が兼担する学部で選出された評議員とみなすものとする。なお、大学院重点化が完了した複数の研究科が 1 つの学部を兼担する場合、各研究科で選出された評議員のうち当該学部で選出されたとみなす評議員は、関係部局の協議により定めるものとする。

2　大学院人間環境学研究科及び教育学部選出の評議員については、大学院人間環境学研究科の設置に伴い、実質的に教育学部の大学院重点化が完了したこととなるので、大学院人間環境学研究科及び教育学部を単一の選出母体として取り扱うものとする。

3　大学院人間環境学研究科及び教育学部の研究科長、学部長及び評議員の取扱いに関する申合せ（平成 10 年 4 月 1 日評議会決定）は、廃止する。

〔註〕原本縦書き。